

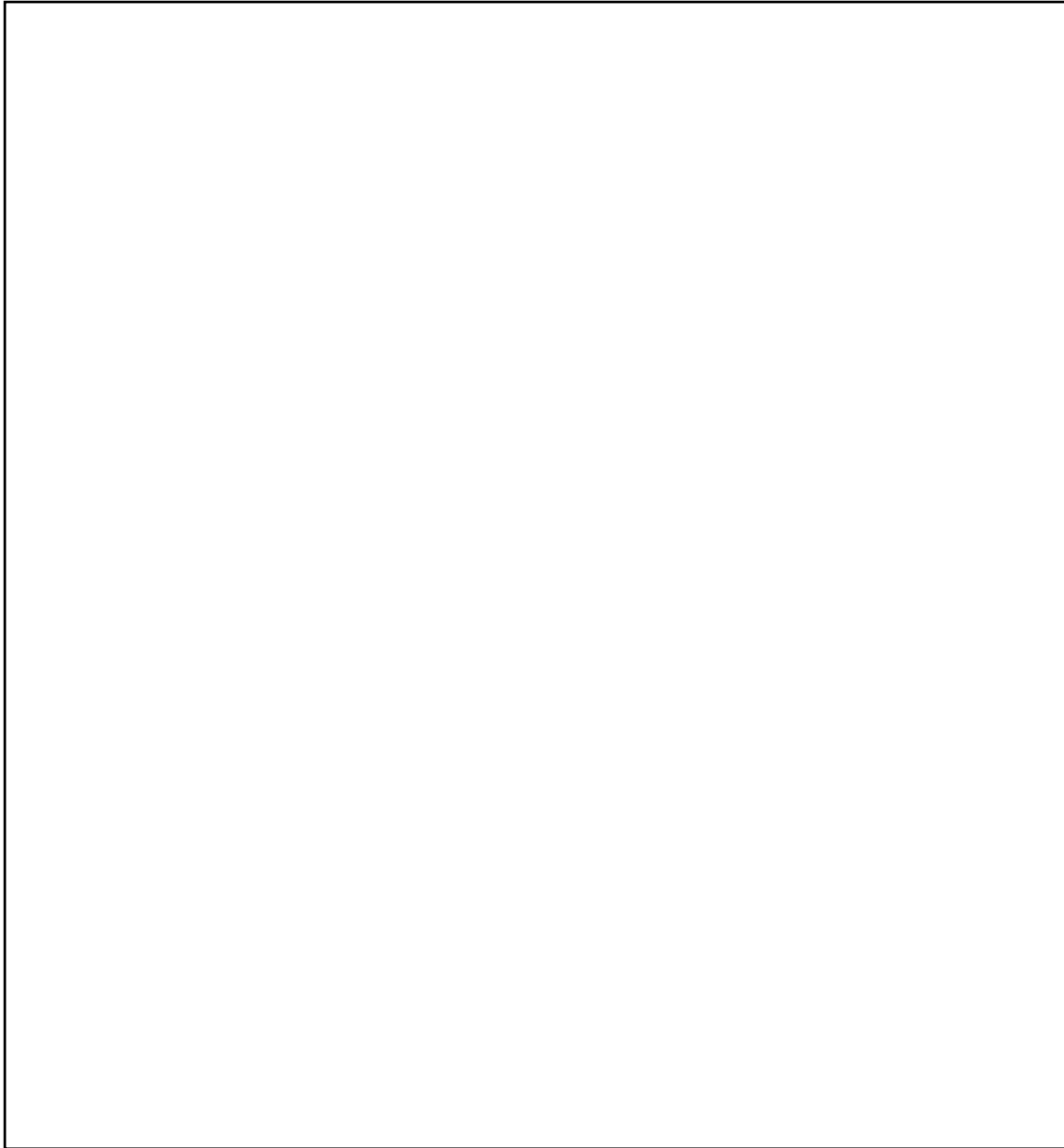
東久留米市都市計画マスタープラン

全体構想（素案）

令和3（2021）年5月

※黄色で着色した部分は、第4回改定検討委員会で提示した資料から変更した箇所です。

東久留米市都市計画マスタープランの改定にあたって



令和 3 年〇月

東久留米市長 並木 克巳



東京別世界 東久留米 ※

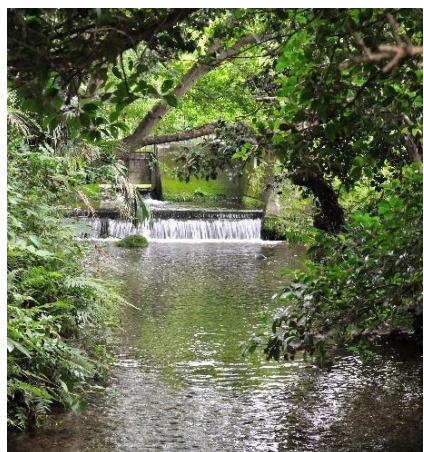
東京にいたはずが、どこか別世界に迷いこんだ
 どこかで見たことがあるような景色
 懐かしくなるような、優しくなれるような
 だけど、キラキラときれいで 湧き水のように透明になっていく
 やさしい人と・・・ 新鮮な時間
 ここだけにしかないものをいっぱい見つけて
 寄り道にも回り道にも困らない
 ここは東京なのに・・・

8mm フィルムのように懐かしくて 空を飛ぶように自由に 映画のように美しい街
 ここは東京別世界 東久留米

※令和2（2020）年に市制施行50周年を記念して制作した、プロモーション動画のタイトル及びナレーションの文言です。

都心部に近い位置にありながらも残されている豊かな自然や、都心部への交通アクセスの良さを
 はじめとした利便性など、東久留米にしかない魅力があふれています。

都市計画マスタープランでは、この魅力を育み、活かしていくまちづくりを掲げています。



写真提供：小松原 昌男氏

目 次

第 1 章 都市計画マスタープランについて	1
1-1 計画の目的と位置づけ	1
1-2 目標年次と将来人口	2
1-3 計画改定の視点	2
1-4 計画書の構成	5
第 2 章 まちの現状	6
2-1 まちの概要	6
2-2 人口・世帯数	8
2-3 土地利用	10
第 3 章 全体構想	11
3-1 まちづくりの目標	11
I まちづくりの理念	11
II 将来都市像	12
III 将来都市構造	13
3-2 分野別方針	19
方針、施策	21
1.土地利用	21
2.交通	29
3.水と緑	35
4.活力	39
5.安全・安心	42
6.生活環境	46

第1章

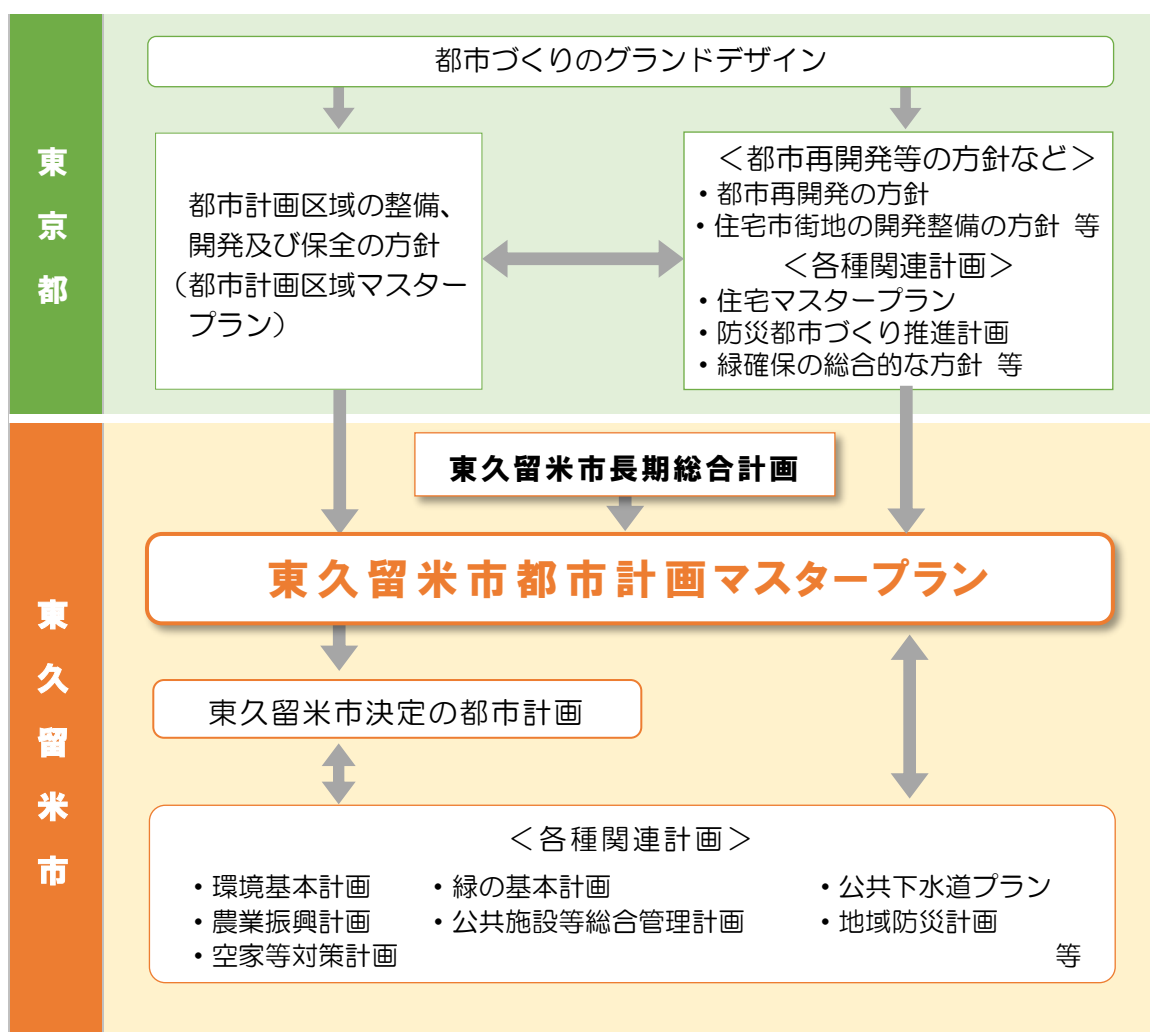
都市計画マスタープランについて

1-1 計画の目的と位置づけ

都市計画マスタープランとは、平成4（1992）年6月の都市計画法の改正により創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」のことで、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、長期的な視点にたってまちの将来像を明らかにしたうえで、土地利用・都市施設などの整備方針や調整方針を示すものであり、まちづくりのガイドラインとしての役割を果たします。

「東久留米市都市計画マスタープラン」は、本市が定める都市計画の指針となるものであり、東京都が定める「都市計画区域マスタープラン」に即し、東久留米市長期総合計画をはじめとした他の上位・関連計画と整合を図り定めます。

《東久留米市都市計画マスタープランの位置づけ》



1-2 目標年次と将来人口

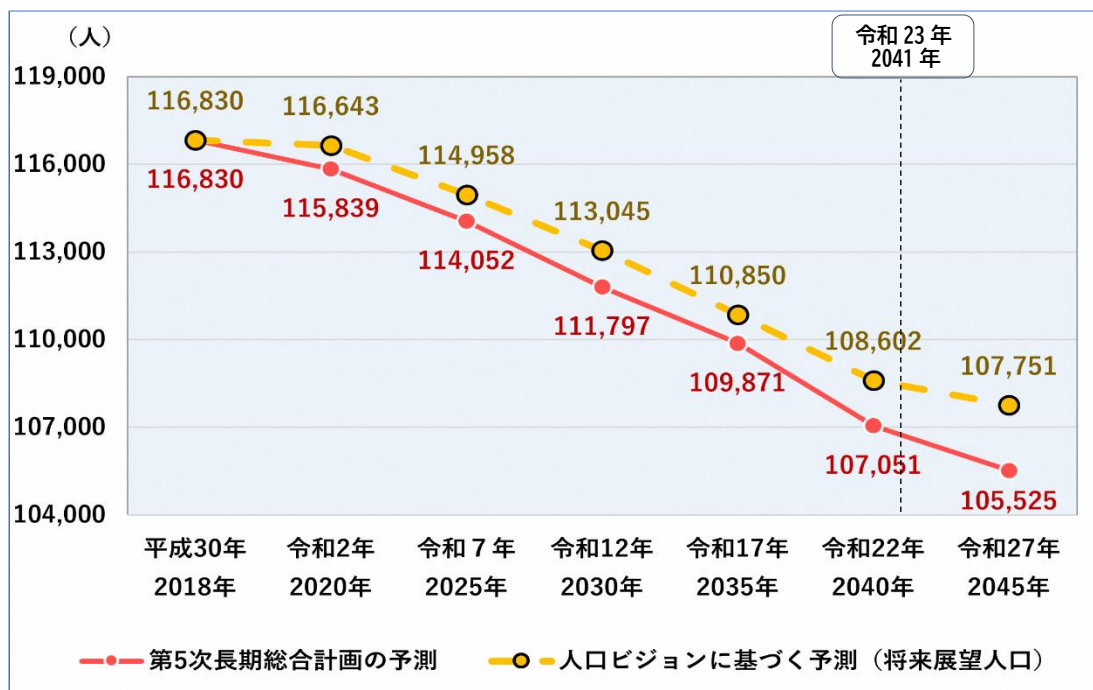
■ 目標年次

長期的な視点におけるまちづくりの方針としての継続性や、上位計画である「都市計画区域マスタープラン」の目標年次を踏まえ、本計画の目標年次をおおむね20年後の令和23（2041）年度とします。

なお、社会情勢の変化やまちづくりの進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを図っていくものとします。

■ 将来人口

東久留米市第5次長期総合計画（基本構想）との整合を図り、令和23（2041）年の本市の人口をおおむね10万7千人、また、将来展望人口をおおむね10万8千人とします。



1-3 計画改定の視点

東久留米市では、平成12（2000）年10月に「東久留米市都市計画マスタープラン」を策定しました。その後、平成24（2012）年5月に、上位計画との整合や都市基盤の整備、まちづくりに関する法令の改正による新たな課題などに対応するため中間見直しを行い、まちづくりを進めてきました。

今後、さらに少子高齢化が進行し、本市の人口は長期的な視点で緩やかな減少局面に入ることが推計されています。このような社会にあって、国際社会共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）に寄与する取組や、Society 5.0*の推進による科学技術IoT や AI、RPA 等のまちづくりへの活用が期待されます。

本計画では、こうした社会情勢の変化などを見据えた計画としました。

■ 社会情勢の変化

○持続可能な開発目標(SDGs)との関係

2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核である SDGs※(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)は、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。SDGs は、2030 年までに経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を総合的に解決することを目指す国際社会共通の目標となっています。

都市計画マスタープランの実現に向けた取組は、SDGs の達成に寄与するものです。

《SDGs の 17 のゴール》



○新たな生活様式(ニューノーマル社会)への対応

働き方改革によって、多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにする改革が進められています。都市部に集中するのではなく、地方で暮らして働く選択も増えると考えられます。

さらに、令和2(2020)年に世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、医療分野のみならず、社会全体に甚大な影響を与え、人々の意識や行動に、大きな変化をもたらしました。まちづくりにおいても、これまでの都市における働き方や住まい方の変化、テレワークの導入や自宅近くの公園の価値の再評価など、人々のライフスタイルや価値観に大きな変化をもたらし、新たな生活様式(ニューノーマル社会)への対応が求められます。

○コンパクトなまちづくりに向けた動き

市街地が拡散して低密度な市街地が形成されていく中で、人口減少や高齢化を背景として、住民の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化等のため、一定区域内の人口密度を維持するとともに、医療・福祉施設、商業施設等がまとまって立地し、あるいは、住民が公共交通によりそれらの都市機能にアクセスできるなど、都市全体の構造を見直しながら住民の生活を支える『コンパクト・プラス・ネットワーク』という考えのもと、平成26(2014)年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。

○Society 5.0 の推進

Society 5.0 で実現する社会は、IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出します。また、人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、少子高齢化、過疎化、貧富の格差などの課題が克服されることが期待されます。

とくに交通分野においては、相乗りサービスやデマンド交通など、多様なモビリティサービスが登場しているなかで、自動運転社会が実現すると、シェアリングモビリティやロボットタクシーが普及し、人が待たされることなくシームレスに移動できる社会になることが考えられます。

今後は、あらゆる分野において、これらの未来技術を活用した新たな視点によるまちづくりが求められます。

○都市における災害不安の高まり

気候変動の影響などにより頻発化・激甚化している豪雨災害や首都直下地震の懸念等、都市部における災害への不安が高まっています。

治水施設の整備やグリーンインフラの活用等による雨水流出抑制の推進といったハード面の取組に加え、ハザードマップの作成・活用や避難訓練を通じた自助・共助の取組（ソフト対策）を重視する国土強靱化に向けた取組が国家的に推進されています。

○都市的土地利用の方向転換

国が平成28(2016)年に定めた「都市農業振興基本計画」において、都市農地が「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置づけが転換され、市町村マスタープランなどにおいて、「都市と緑・農の共生」の実現に向けた取組が推進されるよう必要な措置を検討することが示されました。

また、平成29(2017)年の生産緑地法改正により、生産緑地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、新たに「特定生産緑地制度」が創設されました。

都市農地や雑木林、屋敷林等の武蔵野の原風景や河川、湧水等の豊かな自然環境が残っている本市においても、それらを他の土地利用との調和を図りつつ保全し、人と自然が共生するまちづくりを進める必要があります。

○カーボンニュートラルの実現に向けた機運の高まり

カーボンニュートラルとは二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出から、森林などによる吸収量を差し引いて実質ゼロの状態のことで、「脱炭素」とも呼ばれます。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされており、こうした制度も踏まえつつ、東京都は、2019年5月、脱炭素社会に向けて、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。

法改正等に対応した計画

近年、都市農業振興基本法の制定や都市再生特別措置法、生産緑地法等の改正など、本市の都市環境形成に関連する法改正が行われ、都市と緑・農の共生やコンパクト・プラス・ネットワークといった考え方が推進されています。さらに、国の地方分権改革により、平成24(2012)年に用途地域などの決定権限が東京都から市へ移譲され、市が主体的に地域の特性に応じた土地利用を推進することが可能となったことから、都市計画行政の重要度はこれまで以上に高まっています。こうしたまちづくりに関する法令の改正などと整合を図り、計画を改定しました。

■ 前計画(中間見直し・平成24(2012)年5月)以降の法改正など

- 国土強靱化基本法の制定(平成25年)
- 都市再生特別措置法の改正(平成26年)
- 空家等対策の推進に関する特別措置法の制定(平成26年)
- 建築物省エネ法の制定(平成27年)
- 都市農業振興基本法・都市農地貸借法の制定、生産緑地法の改正(平成27年～平成30年)
- 都市緑地法、都市公園法の改正(平成29年)
- 住宅セーフティネット法の改正(平成29年)
- 道路法の改正(令和2年)
- 地域公共交通活性化再生法の改正(令和2年)

1-4 計画書の構成

計画書の構成は、大きく以下の5つの章で構成します。

第1章 都市計画マスタープランについて

- 計画の目的と位置づけ、目標年次と将来人口、計画改定の視点、計画書の構成

第2章 まちの現状

- まちの概要、人口・世帯数、土地利用

第3章 全体構想

- まちづくりの目標、分野別方針

第4章 地域別構想

- 地域別の方針・取組

第5章 計画の実現に向けて

- 実現化方策・体制

第2章

まちの現状

2-1 まちの概要

① 位置・沿革

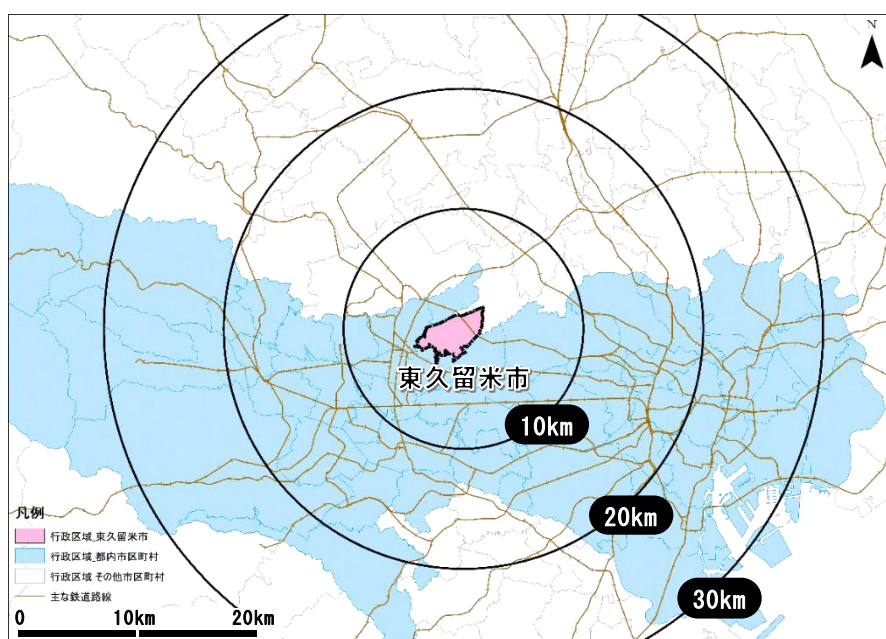
本市は、武蔵野台地のほぼ中央部に位置し、東京都心から北西へ約 24 km、北多摩の北東部に位置しています。東は西東京市と埼玉県新座市、西は東村山市、南は西東京市と小平市、北は野火止用水をはさんで清瀬市及び埼玉県新座市に接し、東西は 6.5 km、南北は 3.5 km の長さで、都市計画区域面積（市内全域）は約 12.92 ㎢です※。

東久留米の地に人類が住み始めたのは約 3 万年前の旧石器時代のことで、中世までは小さな村がいくつかあっただけでした。江戸時代になると、武蔵野は大都市江戸の町の食料供給地の役割を担うようになりました。

典型的な農村地帯だった村の発展に大きな影響を与えたのが大正 4（1915）年に池袋―飯能間に開通した武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）と、東久留米駅の開設です。この駅の誕生により、生産物や物資の流通が進み、人の往来も盛んになりました。第 2 次大戦後人口が増加し、昭和 30（1955）年には 10,000 人に達しました。

昭和 31（1956）年に町制が施行され、30 年代後半からひばりが丘団地・東久留米団地・滝山団地・久留米西団地などが次々と建設され、人口は急激に増加しました。特に昭和 35（1960）年（約 19,000 人）から 45（1970）年（約 78,000 人）までに 4.1 倍の増加を記録し、日本で最も人口の多い町となりました。そして、昭和 45（1970）年に東京都で 22 番目の市として「東久留米市」が誕生しました。

《東久留米市の位置》

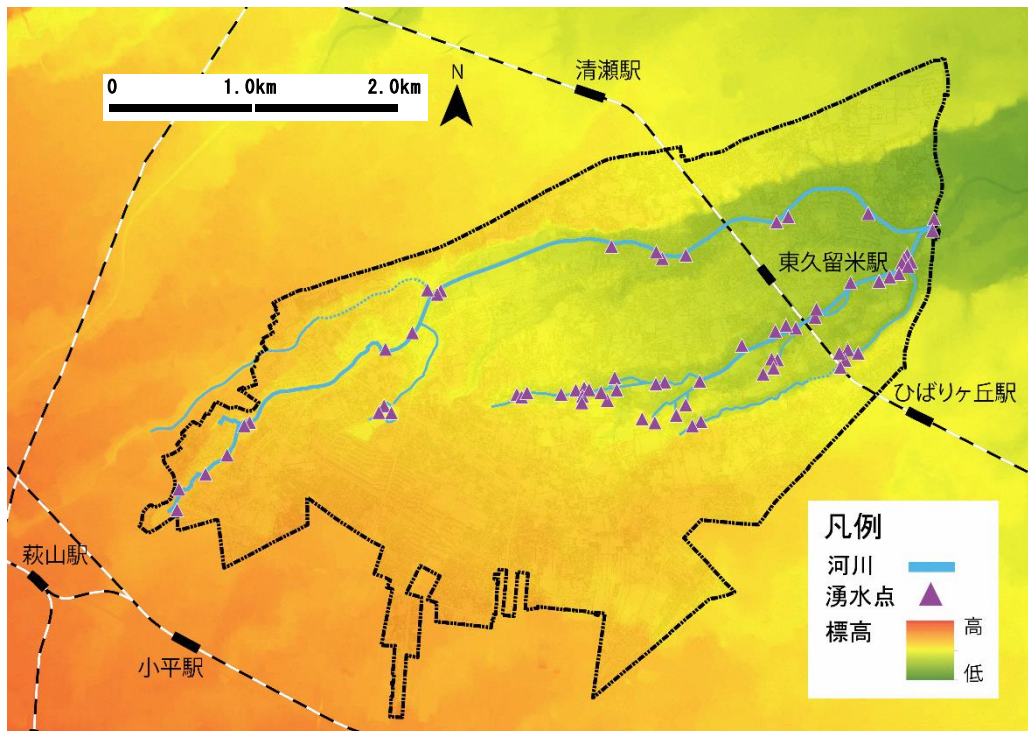


※国土地理院の公表値では、平成 26（2018）年に従来の 2 万 5 千分 1 地形図に基づく計測方法から、電子国土基本図に基づく計測方法に変えたことにより、12.92 ㎢から 12.88 ㎢に変更されています。

② 地形

本市は、標高 70m から 40m の範囲で、南西から北東に緩やかに傾斜する地形となっており、何本かの崖線が通っています。この崖線などから水が湧き出し、これを源として、黒目川や落合川及びその他の小流が北東に向かって流れ、その間には紡錘形の台地が分布しています。浸食や低地によって地下水の流れも複雑であり、市内には南沢をはじめとする多くの湧水があります。

《地形図》



出典：国土地理院基盤地図情報（平成 31 年時点）をもとに作成

③ 植生と生物多様性

本市には、武蔵野の農村時代からつづく平地林（生活・農用林）や河岸段丘の崖地に点在する縁崖林にはまとまった樹林地が存在しています。縁崖林には、平地林や農用地とは異なる植生や生態系もみられ、北斜面では古い植生が残っていることもあります。

また、草地は少なくなりましたが、まとまった面積の草地は、教育施設や公園などにあり、街路樹や宅地内の緑も市内の貴重な緑となっています。

東久留米市内では、平成 28（2016）年までの調査では、約 2 千種の生きものが確認され、国や都のレッドリストに載っている希少種も 166 種が確認されています。それらは、川沿いや湧泉地などの水辺や雑木林、公園や住宅地など、大きく 4 つの環境に分布しています。

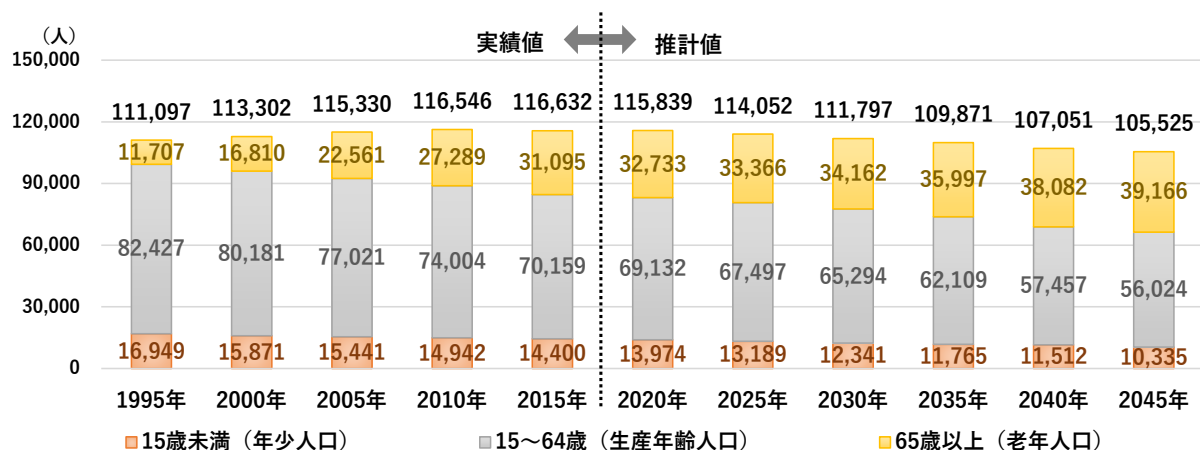
2-2 人口・世帯数

① 人口・世帯数の推移

本市の平成 27（2019）年の国勢調査の人口は、116,632 人です。人口は年々増加傾向にありますが、少子高齢化が進行し、人口予測によると今後は徐々に減少することが推計されています。

世帯数は増加傾向にあるものの、世帯あたりの人員は減少傾向となっていることから、核家族化が進行していることが考えられます。

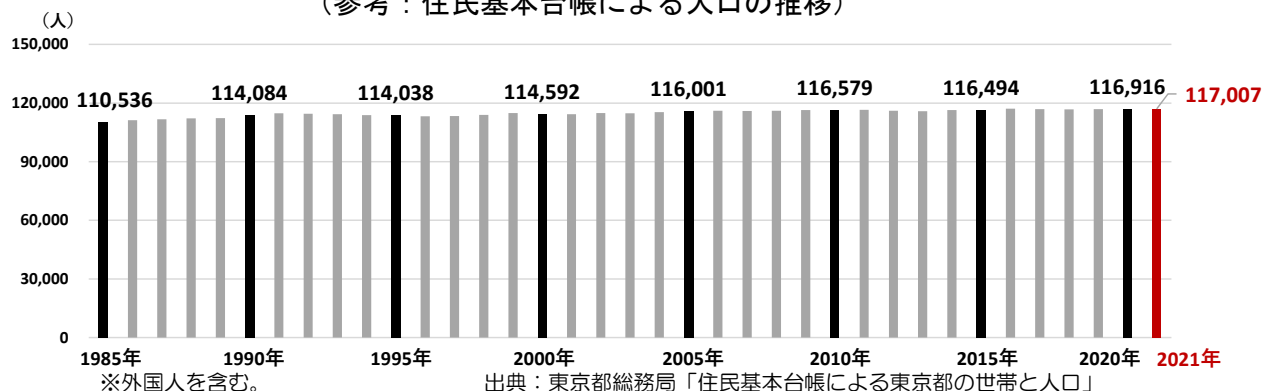
《国勢調査による人口・人口構成の推移》



※2015年以前の総人口には年齢不詳人口も含まれている。

出典：国勢調査及び第5次長期総合計画策定に係る主要指標の推計（人口フレーム・財政フレーム）（令和元年6月）をもとに作成

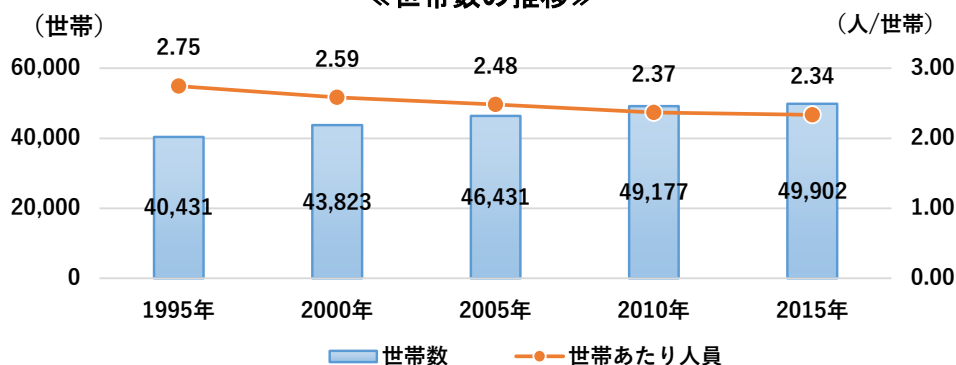
（参考：住民基本台帳による人口の推移）



出典：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

及び「東京都の外国人人口」（各年1月1日時点）をもとに作成

《世帯数の推移》



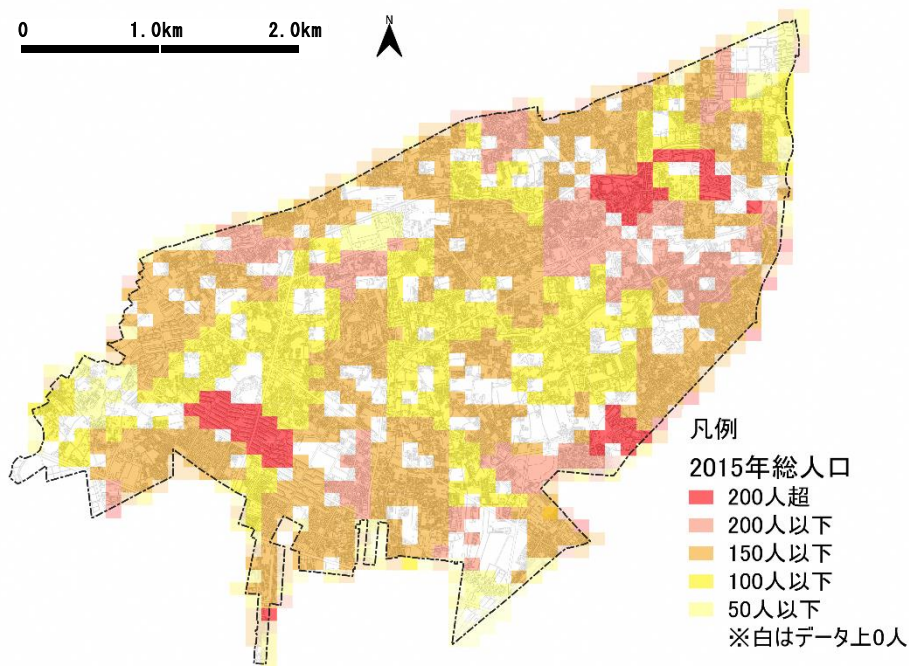
出典：国勢調査（平成 27 年）をもとに作成

② 人口分布の状況

本市の人口を100mメッシュ別にみると、特に東久留米駅周辺、ひばりが丘団地や滝山団地周辺においては、200人/ha以上となっています。

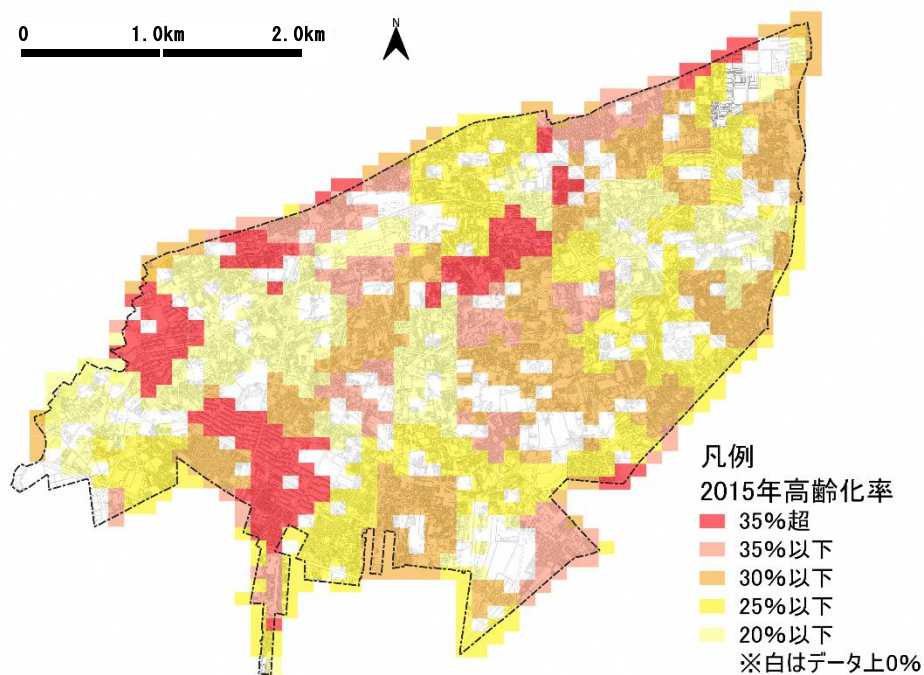
高齢化率をみると、特に北部地域や西部地域のような団地などの集合住宅が多く立地している地域の高齢化率が高くなっています。

《人口の分布状況：平成27年（2015年）》



出典：国勢調査（平成27年）をもとに作成

《高齢化率の分布状況：平成27年（2015年）》

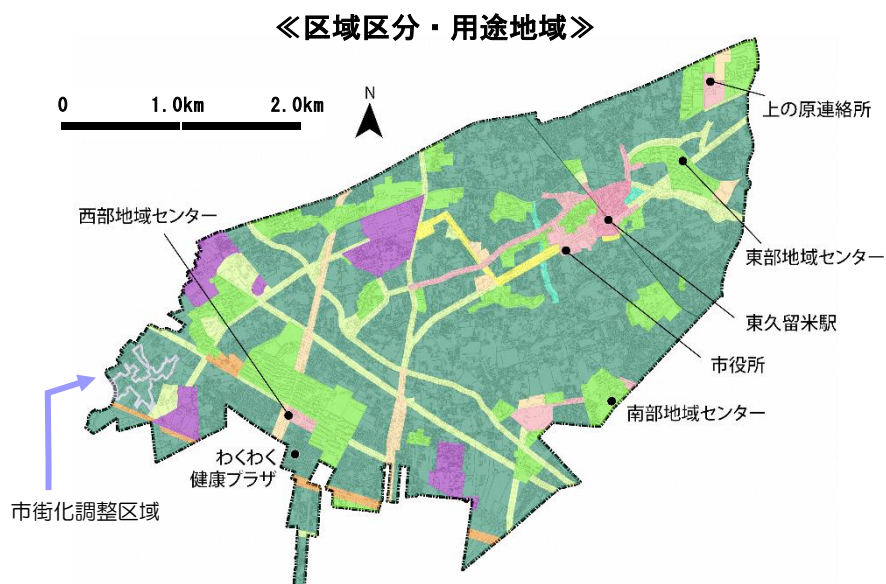


出典：国勢調査（平成27年）をもとに作成

2-3 土地利用

① 区域区分・用途地域

東久留米市は、西部の柳窪四丁目及び五丁目の一部に市街化調整区域がある以外は、市街化区域となっています。用途地域は、住居系の用途地域が9割を占めており、そのほか駅周辺は主として商業系、前沢、下里、柳窪、野火止、八幡町には工業系の用途地域が指定されています。最も面積が広いのは、第1種低層住居専用地域で市域の約6割を占めています。



出典：都市計画決定情報（東京都）GIS データをもとに作成

■ 面積割合

住居第1種低層専用地域	住居第2種低層専用地域	住居第1種中高層専用地域	住居第2種中高層専用地域	地域第1種住居	地域第2種住居	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
62.7%	0.3%	15.8%	8.0%	0.8%	2.4%	1.0%	0.0%	3.0%	0.8%	5.0%	0.0%	0.0%

※小数点以下第2位で四捨五入しているため合計は100%と一致しない。

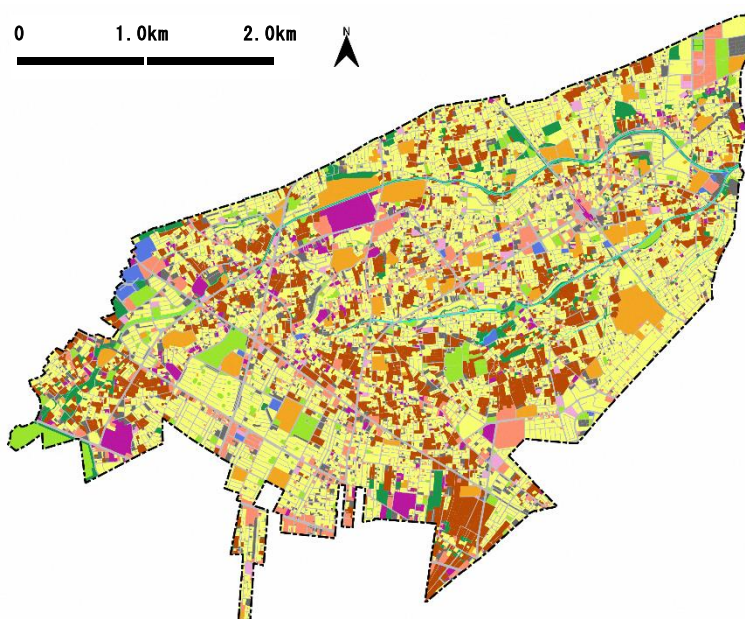
② 土地利用現況

土地利用現況図をみると、住宅用地等の都市的土地利用が市全体の約83%を占め、農業用地や森林・原野等の自然的土地利用は約17%となっています。

凡例

- 公共用地
- 教育文化施設
- 厚生医療施設
- 商業用地
- 住宅用地
- 工業用地
- 農業用地
- 公園、運動場等
- 水面・河川・水路
- 森林・原野
- 道路・鉄道
- その他（屋外利用地、仮設建物・未利用地等）

《土地利用現況図》



出典：都市計画現況調査（平成29年 東京都）
をもとに作成

3-1 まちづくりの目標

Ⅰ まちづくりの理念

まちづくりは、市民・企業・団体・行政等の多様な主体が、それぞれの役割を自覚し、連携・協力しながら共通の目標に向かって進めることが大切です。

東久留米市第5次長期総合計画基本構想では、「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」をまちの将来像に掲げ、これを実現するための基本理念を「みんなが主役のまちづくり」とし、“まちづくりの主役である市民一人ひとりは、人と自然に寄り添い、力を合わせ、さまざま場面で主体的に力を発揮し、共に創る「みんなが主役のまちづくり」を進めます。”としています。

本計画でも、多様な主体が参画し、共に創る『みんなが主役のまちづくり』をまちづくりの理念とします。

《まちづくりの理念》

みんなが主役のまちづくり



II 将来都市像

都心部に近い位置にありながらも豊かな自然が残されている東久留米。その象徴であり、誇りでもある水と緑を育み、まちづくりのさまざまなシーンで活用を図ることで、東久留米らしい文化的なまちの風景が生まれていきます。

また、少子高齢・人口減少の時代において、持続的なまちづくりを進めるにあたっては、都心部への交通アクセスの良さをはじめとした利便性などを活かしながら、都市の活力を育み、みんなの活動を活性化していくことが必要となります。

そして、自然災害に負けない、また、生活を脅かす新たな感染症にも対応した、日常の暮らしを守るための安全なまちづくりを目指すことも重要です。

以上のことから、以下の3つを将来都市像とします。

《将来都市像》

- 豊かな水と緑を育むまち
- 都市の活力を育むまち
- 安全で住み続けたいまち

＜水と緑＞＜活力＞＜安全＞の3つの軸に沿った取組みが、それぞれ有機的につながりながら、将来都市像を実現していきます。

《将来都市像のイメージ》

みんなで生み出す

活 力

“水と緑”と“活力”を
有機的につなげるまちづくり

“活力”と“安全”を
有機的につなげるまちづくり



みんなが主役のまちづくり

みんなで守り、育てる

水と緑



みんなでつくる

安 全



“水と緑”と“安全”を
有機的につなげるまちづくり

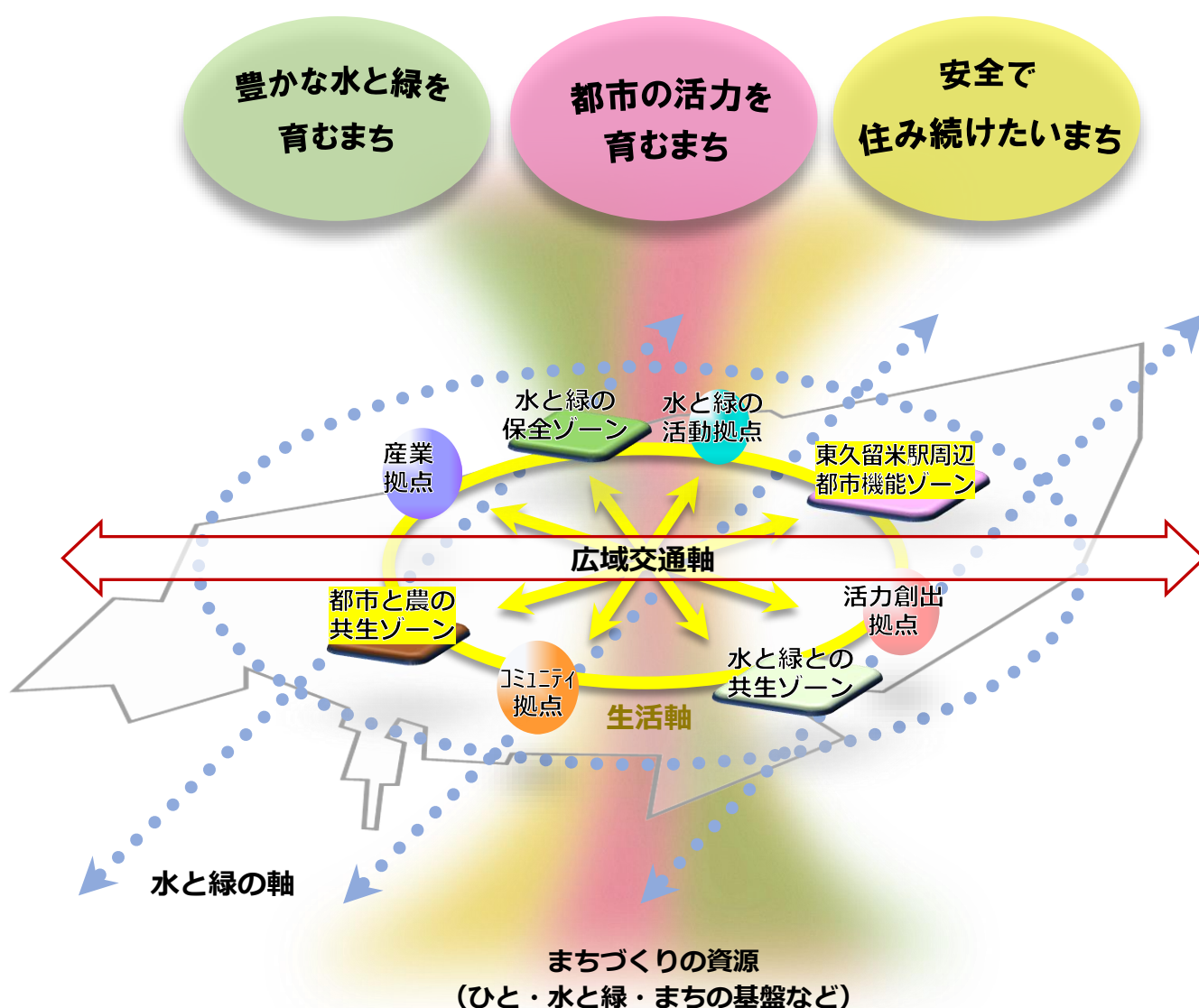
Ⅲ 将来都市構造

本市の将来都市像に掲げる「豊かな水と緑を育むまち」、「都市の活力を育むまち」、「安全で住み続けたいまち」を実現するため、“4つの拠点”（活力創出拠点・水と緑の活動拠点・コミュニティ拠点・産業拠点）と“4つのゾーン”（東久留米駅周辺都市機能ゾーン・水と緑の保全ゾーン・水と緑との共生ゾーン・都市と農の共生ゾーン）により、メリハリのある都市構造を目指します。

さらに、それらの拠点・ゾーンや周辺都市を“3つの軸”（水と緑の軸・広域交通軸・生活軸）で機能的に結び、ネットワークの強化を図ります。

まちを支えるひと、豊かな水と緑、これまでつくってきたまちの基盤等のまちづくりの資源を、都市を支える各拠点でそれぞれの機能を発揮させながら、有機的なネットワークにより相乗的に市全体の魅力を高めていきます。

《 将来都市構造のイメージ 》



4つの 拠点

活力創出拠点

○市内外から人が集まり、市全体や地域の活力を生み出す拠点として、東久留米駅、上の原地区及び南沢五丁目地区を位置づけ、まちのにぎわいや生活の利便性を高める都市機能・生活機能の維持・誘導を図ります。

《位置づける主な地域》

- ・ 東久留米駅周辺
- ・ 上の原地区
- ・ 南沢五丁目地区



東久留米駅周辺



上の原地区

水と緑の活動拠点

○水や緑を保全・活用し、人々の交流・活動の場となる拠点として、六仙公園、白山公園及び滝山公園等を位置づけ、自然豊かな環境の維持・保全、交流や防災機能の向上に向けた整備・活動を推進します。

《位置づける主な地域》

- ・ 六仙公園
- ・ 白山公園
- ・ 滝山公園 等



滝山公園



白山公園

コミュニティ拠点

○行政サービスやコミュニティ施設が集積し、暮らしや文化の活動の中心となる拠点として、市民プラザや各地域センター等を位置づけ、公共公益施設を中心とした生活関連施設の維持・誘導と地域コミュニティの形成を図ります。

《位置づける主な地域》

- ・ 市民プラザ
- ・ 各地域センター 等



市役所



南部地域センター

産業拠点

○大規模な工場や流通業務機能が集積し活力を生み出す拠点として、計画的な土地利用により、周辺の住環境との調和を図りながら、既存産業機能の維持・増進に努めます。

《位置づける主な地域》

- ・ 前沢三丁目地区
- ・ 野火止一丁目地区
- ・ 柳窪二丁目地区 等



柳窪二丁目の工場



野火止一丁目の工場

4つの ゾーン

東久留米駅周辺都市機能ゾーン

○行政機能、商業機能等の中核的な都市機能が集積したゾーンとして、都市計画道路東3・4・19（小金井久留米線）及び同東3・4・20（東久留米駅神山線）沿道の適正な土地利用の誘導を図るとともに、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を目指します。

《位置づける主な地域》

- ・ まろにえホール～駅周辺
- ・ 東久留米駅北口周辺の商店街 等



東久留米駅周辺の商業施設



駅周辺の沿道

水と緑の保全ゾーン

○水と緑を保全し、人の営みや都市活動と共生しながら、都市環境の向上に寄与するゾーンとして、河川沿いにあるまとまった緑などが多く残っている地域を保全し、次代に継承します。

《位置づける主な地域》

- ・ 野火止用水歴史環境保全地域
- ・ 緑地保全地域
- ・ 市街化調整区域 等



野火止用水歴史環境保全地域



落合川いこいの水辺

水と緑との共生ゾーン

○水と緑の連続性を持ちながら繋げていくことで、水と緑のネットワークを更に充実させる豊かな水と緑が集積したゾーンとして、魅力を活かした周辺の整備や保全・活用方法の検討を進めます。

《位置づける主な地域》

- ・ 南沢湧水群
- ・ 南沢緑地保全地域
- ・ 竹林公園
- ・ 六仙公園 等



竹林公園



南沢緑地保全地域

都市と農の共生ゾーン

○生産緑地が集積し、かつ、交通利便性の高いゾーンとして、都市農業・農地の持つ多面的機能の向上を進めるとともに、特色ある地域づくりに向けて多様な土地利用の方向性の検討を進めます。

《位置づける主な地域》

- ・ 南町二丁目地区
- ・ 南町三丁目地区 等



南町地区

3つの 軸

水と緑の軸

○本市を東西に流れる黒目川や落合川、立野川及び野火止用水などの沿川を中心に水と緑の軸として位置づけ、良好な環境のもとで、市民の憩いの場や生物の生息空間となるよう、水質の維持や親水性・連続性の確保、水と緑による景観形成などを進めます。

《位置づける主な地域》

- ・ 黒目川
- ・ 落合川
- ・ 立野川
- ・ 野火止用水 等



落合川



黒目川

広域交通軸

○市内の主要幹線道路のうち、本市と東京都心、多摩南部地域及び埼玉県を中心都市などをつなぐ、交通の動脈となる広域交通軸として整備を進めます。

《位置づける主な地域》

- ・ 東 3・4・7（新小金井街道）
- ・ 東 3・4・11（新所沢街道）等



新所沢街道



新小金井街道

生活軸

○各拠点などを結ぶ道路（幹線道路及び補助幹線道路）を位置づけ、沿道景観の形成や住環境に配慮した適正な沿道土地利用の誘導を図ります。

《位置づける主な地域》

- ・ 小金井街道
- ・ 所沢街道 等



浄牧院通り



下里本邑通り

《将来都市構造図》

■ 4つの拠点

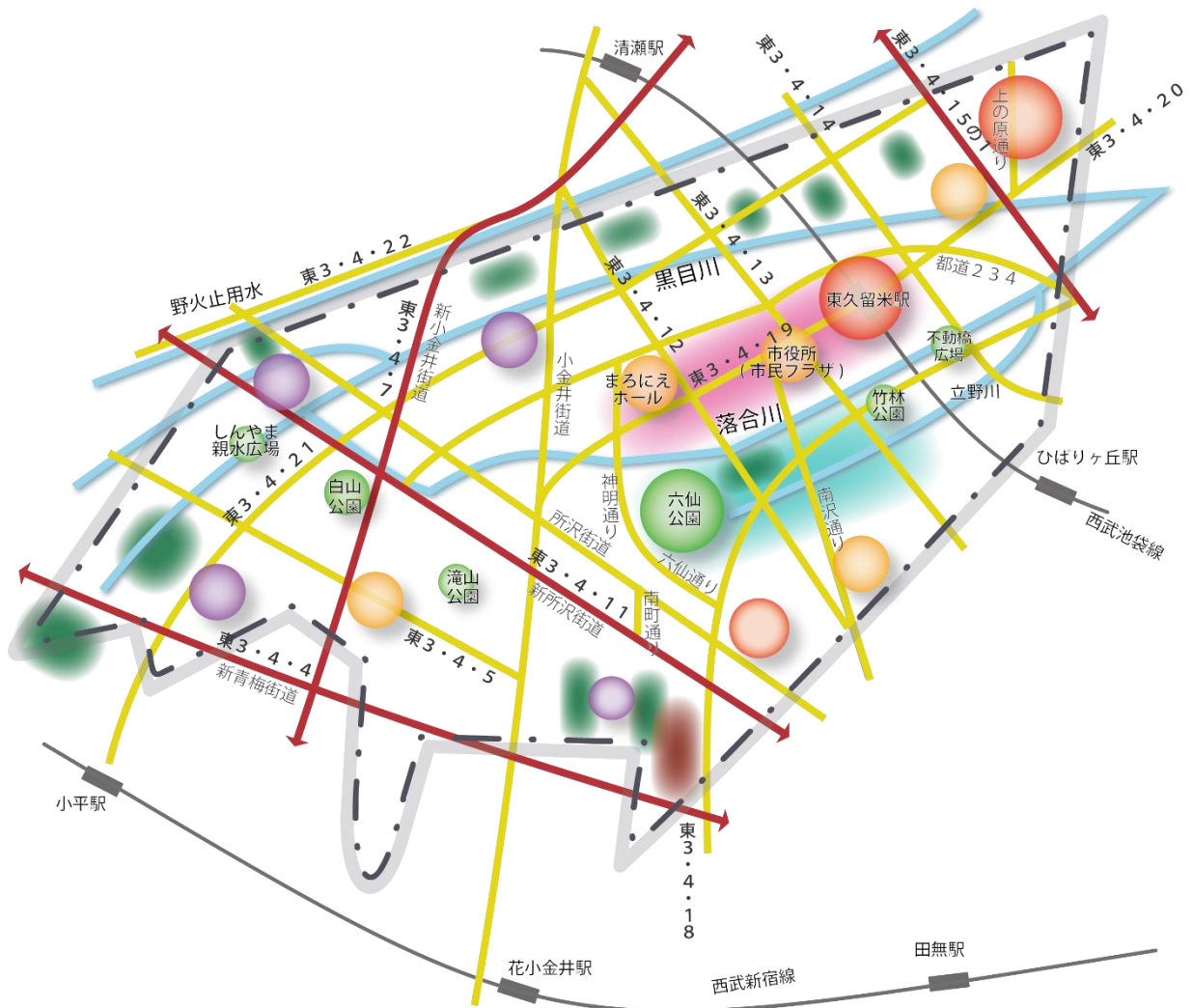
- 活力創出拠点
- 水と緑の活動拠点
- コミュニティ拠点
- 産業拠点

■ 4つのゾーン

- 東久留米駅周辺都市機能ゾーン
- 水と緑の保全ゾーン
- 水と緑との共生ゾーン
- 都市と農の共生ゾーン

■ 3つの軸

- 水と緑の軸
- ↔ 広域交通軸
- 生活軸



○ 広域的な交通ネットワーク

本市は、昭和 30 年代に中央線や西武池袋線、西武新宿線などに沿って広がった住宅地の一部であり、周辺都市を含む広域的な交通ネットワークを踏まえた、拠点と軸を形成していきます。

多摩北部都市広域行政圏※を中心とする広域的な交通ネットワークは、下図のとおり、東西に延びる西武池袋線及び西武新宿線に沿って連なる都市機能の集積（都市軸）が、南北方向の幹線系の道路（連携軸）により、相互に連携しています。

<広域的な交通ネットワーク図>



3-2 分野別方針

本市が目指す将来都市像の実現に向け、つぎの6つの分野別に基本目標を設定し、目標に沿った方針、施策を位置づけます（基本目標別に関連性の高いSDGsをアイコンで示しています。）。

《分野別の体系図》

1. 土地利用

基本目標 計画的な土地利用による活力を生み出すまちづくり

関連するSDGs

方針① 適切な土地利用により都市機能を充実させる



施策1) まちの魅力を高める土地利用の誘導・規制

施策2) 産業を下支えする土地利用の誘導

方針② 活力を生み出す拠点をつくる

施策1) 市の活力を象徴する駅前拠点の形成

施策2) 地域に活気をもたらす拠点の形成

2. 交通

基本目標 みんなが利用できる持続的な交通環境のあるまちづくり

関連するSDGs

方針① 持続的な都市づくりにおける適正な道路環境を実現する



施策1) 移動を円滑化する道路環境の整備

施策2) 自然と調和した道路環境の整備

施策3) 安心して移動できる道路環境の整備

方針② みんなが安心して利用できる移動インフラをつくる

施策 公共交通による移動手段の確保

3. 水と緑

基本目標 水と緑と農がつながり東久留米らしさを彩るまちづくり

関連するSDGs

方針① 東久留米を象徴する水環境を形成する



施策1) 地域資源としての湧水・地下水の保全

施策2) 親しみを感じる川づくり

方針② 東久留米らしい緑を形成する



施策1) 緑の保全・創出

施策2) みどりが有機的に結びついたまちづくり

方針③ 農のある暮らしを実現する

施策1) 都市農地を支える取組の推進

施策2) 多面的機能を持った農地の保全・活用

4. 活力

● 基本目標 東久留米の魅力を活かすいきいきとしたまちづくり

方針① 東久留米の経済基盤を強化する

施策 雇用を生み、経済を循環させるまちづくり

方針② 東久留米の魅力を引き出す

施策 1) 東久留米の魅力を発揮させる地域資源の活用

施策 2) 市民・事業者等が一体となるまちづくり

関連するSDGs



5. 安全・安心

● 基本目標 みんなでつくる安全・安心なまちづくり

方針① 災害に強いまちをつくる

施策 1) ハード対策による都市防災機能の向上

施策 2) ソフト対策による都市防災機能の向上

方針② みんなで防犯に取り組むまちをつくる

施策 1) ハード対策による防犯力の強化

施策 2) ソフト対策による防犯力の強化

関連するSDGs



6. 生活環境

● 基本目標 豊かな暮らしを実現するまちづくり

方針① 安心して住みつけられる住宅環境をつくる

施策 1) 定住環境の整備

施策 2) 快適な住環境の整備

方針② 暮らしやすい生活環境をつくる

施策 公共施設等の整備・誘導

方針③ 市民が誇りに思うまちの景色をつくる

施策 魅力あふれる景観形成の推進

方針④ 環境に優しいまちをつくる

施策 循環型社会の形成に向けた都市機能の整備

関連するSDGs



方針、施策

1. 土地利用

基本目標 計画的な土地利用による活力を生み出すまちづくり

本市の象徴である豊かな水と緑の環境を保全するとともに、これらと調和したまちの魅力の向上につながる土地利用の誘導を図ります。また、人口減少社会において、市の活力を維持するため、東久留米駅周辺など市民や企業の活動の中心となるエリアについて、都市機能などの集積・誘導を図ります。

主要課題

土地利用

○機能や施設を集約し、効率的で利便性の高い土地利用の形成

人口減少社会を迎え、コンパクト・プラス・ネットワークの考えのまちづくりが推進されており、東久留米駅周辺や拠点エリアへの商業・業務、サービス機能等の集積・誘導の必要性や市内のどの地域からも利便性の高い環境を創出するための検討が必要です。

○市街化調整区域内の環境の維持・保全

武蔵野の原風景が残る柳窪四、五丁目地区には、平成 2（1990）年に市街化区域から逆線引きを行った市街化調整区域がありますが、市街化調整区域内の既存集落における宅地開発が進行しており、区域内の環境の維持・保全の検討が必要です。

○未利用地や空き家の活用による産業振興及びコミュニティ活性化の推進、防災機能の強化

市内の都市化が進む一方で、未利用地や空き家も点在しており、それらの有効活用が必要です。

○用途地域の見直しや土地利用の誘導による産業用地の創出・雇用創出

本市は、商業・業務系の用途地域の割合が多摩地域の中でも低くなっており、事業活動に影響を及ぼしています。事業者が活動しやすいまちづくりを進めるため、周辺環境との調和を図りつつ、適切な用途地域への見直しなどが必要です。

○広域的な視点での土地利用の誘導

市外のひばりヶ丘駅、花小金井駅、清瀬駅、小平駅を利用する市民も多く、市民の生活は周辺市と密接に関係しており、広域的な視点での土地利用の誘導が必要です。

拠点形成

○市の玄関口となる駅前拠点の形成

東久留米駅周辺は、東京都の「多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、地域の拠点としての役割が位置づけられており、市の玄関口としての商業・業務、サービス機能等の集積・誘導や駅前にふさわしい景観の形成が必要です。

○活力を創出する拠点の形成

上の原地区は、東京都の「都市再開発の方針」において、まちのにぎわいと活力を生む多様な機能が、適切に配置された土地利用を図るとされており、「上の原地区土地利用構想」における土地利用のコンセプト「自然と調和した`複合多機能都市`をめざして」との整合を図り、活力創出の推進が必要です。

○新たな拠点などの形成の検討

持続的なまちづくりに向けた取組として、大規模住宅団地（公的住宅団地）の更新などの際の土地利用の誘導など、地域の活性化や市の魅力を引き出す新たな拠点などの形成について検討が必要です。

方針① 適切な土地利用により都市機能を充実させる

施 策	取 組
1) まちの魅力を高める土地利用の誘導	○東久留米駅周辺都市機能ゾーンや活力創出拠点などへの都市機能の集積・誘導 ・市内外から多くの人々が訪れる東久留米駅周辺をはじめとした活力創出拠点においては、商業・業務、サービス機能等の都市機能の集積・誘導を図ります。【継続】 ・都市計画道路の沿道に事業所や店舗などの立地誘導を図り、その後背地は良質な住宅地とするなど、メリハリのある、利便性の高い土地利用を誘導します。【継続】 ○空き家・空き地などの低未利用地の適正な管理・活用 ・東久留米市空家等対策計画の推進により、空家等の所有者に対し適切な管理や利用を促進します。【新規】 ・低未利用地の利活用に向けた適切な土地利用を検討します。【新規】 ○武蔵野の原風景の保全や農業との共生に向けた土地利用の検討 ・緑と農地、住宅等が調和したまちづくりとともに、利便性の高い土地利用を検討します。【継続】 ・低層住宅とまとまった農地が混在した地区では、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した良好な住環境の形成を図るため、地域の意向などを踏まえ、田園住居地域の指定などについても検討します。【新規】 ・都市機能の集積を図る場所、開発を優先する場所、緑を守る場所などを明らかにし、メリハリのある土地利用を誘導し、まとまった緑の保全をめざします。【継続】 ○社会情勢の変化や地域特性などに応じた土地利用等の見直し ・社会情勢の変化や地域特性に応じたきめ細かい土地利用を図るため、用途地域などの見直しを検討します。【新規】 ・敷地の細分化を抑制し、良好な住環境の保全・形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度の設定を検討します。【新規】 ・隣接する用途地域の相互の関係を考慮し、地域特性を活かした土地利用を検討します。【新規】 ・行政区域を超えた広域的な視点での土地利用の誘導を検討します。【新規】
2) 産業を下支えする土地利用の誘導	○産業用地の創出や事業活動の活性化に資する土地利用の見直し ・事業活動を支える用途地域などの見直しや、特別用途地区などの指定の検討及びそれらに資する土地利用の誘導を図ります。【新規】

方針②

活力を生み出す拠点をつくる

施 策	取 組
1) 市の活力を象徴する駅前拠点の形成	○市の玄関口として都市機能の誘導と魅力的な空間形成 - 市の玄関口としての商業・業務、サービス機能等の都市機能の集積・誘導や駅前にふさわしい魅力的な空間形成を図ります。【継続】 ○東久留米駅周辺におけるにぎわい創出 - 東久留米駅周辺都市機能ゾーンへのさらなるにぎわいの創出につながる機能の誘導を図ります。【新規】 - 駅東西の分断を解消するため、道路と鉄道の連続立体交差事業の実現を見据えたまちづくりを検討します。【一部見直し】 - 駅北口地区においては、商業・業務機能の向上に向け、関係者と共に今後の土地利用を検討します。【継続】 ○居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成 - 東久留米駅周辺都市機能ゾーンにおいては、街路空間の活用などにより、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちづくりを推進します。【新規】 - 駅周辺の回遊性の向上を検討します。【新規】 ○災害時の帰宅困難者対策 - 一時滞在施設の確保の誘導など、拠点としての防災機能の向上を検討します。【新規】
2) 地域に活気をもたらす拠点の形成	○公共公益施設跡地などの公的資産の有効活用 - 上の原地区においては、引き続き自然と調和した魅力ある拠点形成を図るとともに、公務員宿舍跡地における市の活性化に資する土地利用の誘導を図ります。【一部見直し】 - 公共施設跡地などの公的資産の有効活用を図ります。【一部見直し】 ○大規模住宅団地(公的住宅団地)の更新などの際の土地利用の検討 - 大規模住宅団地(公的住宅団地)においては、居住者の世代構成や地域ニーズに応じた都市型居住の場、生活・コミュニティの場として改善・再生を誘導するほか、更新などの際には、まちづくりの課題などに対応した土地利用の誘導を図ります。【一部見直し】 ○大規模土地利用転換への対応 - まとまった土地利用の転換の際には、周辺の環境と調和し、まちの課題解決に資するような土地利用を誘導します。また、適正な土地利用転換が図られるよう、関係権利者との協議の場の確保や、周辺住民への計画段階での情報提供など、関係者間で話し合う機会の設置について検討します。【継続】

《土地利用の類型と配置方針》

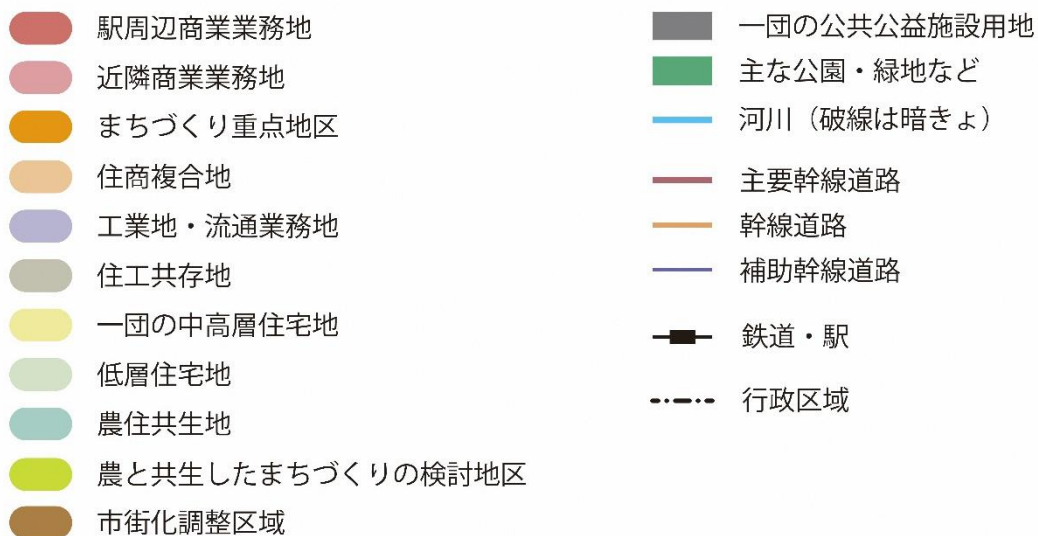
土地利用の方針に基づき、目標となる土地利用を次の①から④に区分・配置し、用途地域などの地域地区の指定・見直しや地区計画制度などを活用して、計画的にメリハリのある土地利用の誘導を図ります。

類 型	方 針
① 駅周辺商業業務地 	・ 東久留米駅周辺を駅周辺商業業務地として位置づけます。 ・ 本市の駅周辺商業業務地にふさわしい魅力的な空間形成と、にぎわいの創出につながる機能の誘導を進めます。 ・ 駅東側では、関係者と共に商業・業務機能の受け皿づくりや、周辺環境の向上を図り、商業・業務機能と都市型居住機能が融合した土地利用を形成します。 ・ 駅西側の基盤整備済の地区では、中層階が都市型住宅、低層階が商業・サービス施設など、立体的に複合した土地利用を形成します。 ・ 駅周辺の街路空間の活用により、居心地が良く歩きたくなるウォークアブルなまちづくりを推進します。
② 近隣商業業務地  門前大橋通り	・ 都道 234（前沢保谷線）や市道 230、東 3・4・19（小金井久留米線）沿道、活力創出拠点、コミュニティ拠点の周辺などを、近隣商業業務地として位置づけ、地区の生活利便に係る商業・業務、サービス施設や公益施設の立地した土地利用を形成するとともに、周辺環境と調和した空間形成に努めます。
③ 住商複合地  都市計画道路東 3・4・19 沿道	・ 駅周辺商業業務地や近隣商業業務地に隣接する地区、幹線系の道路沿道を住商複合地として位置づけ、土地の高度利用によって、良好な中高層住宅と後背に立地する低層住宅地などと調和した市民の生活利便性を高める機能（商業・業務・医療機能など）が、複合的に立地する土地利用を形成します。
④ 工業地・流通業務地  下里五丁目の市場	・ 既存工場用地や都市計画道路東 3・4・11（保谷東村山線）、同東 3・4・21（小平久留米線）沿道の工場や流通業務施設用地を工業地・流通業務地として位置づけ、今後も工業や流通業務系の土地利用を優先し、その環境を維持します。

類 型	方 針
⑤ 住工共存地  前沢三丁目の工場	前沢三丁目、南町三丁目などの住宅と小規模な工場の混在する地区を住工共存地として位置づけ、特別用途地区の活用などにより、中小工場の立地を保護しつつ、居住環境の保全を図ります。
⑥ 一団の中高層住宅地  滝山団地	- 既存の一団の大規模住宅団地（公的住宅団地）を一団の中高層住宅地として位置づけ、周辺の環境と調和した、緑豊かで良好な中高層の集合住宅地として維持します。 - 居住者の世代構成や地域ニーズに応じた都市型居住の場、生活・コミュニティの場として改善・再生を誘導します。 - 高齢化の進行を踏まえ、三世帯同居や近居、身体・生活状況に応じた円滑な更新などを誘導するとともに、世代間の支え合いで高齢者が健康で暮らし、多様な世代がつながり交流する、ミクストコミュニティの形成を誘導します。 - 更新などの際には、空間のゆとりや周辺環境に配慮しつつ、防災機能の向上、多様な世代やニーズに対応した住宅整備と周辺施設の機能強化、ユニバーサルデザイン化された整備を誘導します。 - 更新などの際に発生した余剰地や創出用地の活用を検討と合わせ、地域の特性や課題に応じて、生活サービスや交流、業務など住環境と調和した多様な機能が、適切に配置された土地利用を誘導します。
⑦ 低層住宅地 	- 比較的密度の低い住宅地を中心に低層住宅地として位置づけます。 - 水や緑と調和した低層住宅地としての土地利用を誘導するとともに、主要生活道路や生活道路などの基盤整備、敷地の細分化の抑制などにより、良好な住環境を形成します。 - 多世代が住み続けることができる、ゆとりある住宅の供給を誘導します。
⑧ 農住共生地 	- まとまった農地や緑地が多くみられる低層住宅地を農住共生地として位置づけ、都市農地の多面的機能を発揮しながら、農業環境との調和や緑地の保全を基本とした良好な低層住宅地を形成します。 - 地域特性などに応じて、農業の利便と増進を図りつつ、これと調和した良好な住環境の形成を図るため、地域の意向などを踏まえ、田園住居地域の指定などについて検討します。

類 型	方 針
⑨ まちづくり重点地区 	・上の原地区を、まちづくり重点地区として位置づけます。「東久留米市上の原地区土地利用構想及び同整備計画」に基づき、自然と調和した“複合多機能都市”の構築を図り、市の活力を牽引する土地利用を進めます。
⑩ 農と共生したまちづくりの検討地区 	・南町地区の生産緑地が集積し、かつ、主要幹線道路に囲まれ交通の利便性が高い地区を、農と共生したまちづくりの検討地区として位置づけ、農業環境と調和した特色ある地域づくりに向けた土地利用の方向性の検討をします。
⑪ 一団の公共公益施設用地  まろにえホール	・市役所や学校、わくわく健康プラザ等の敷地を一団の公共公益施設用地として位置づけ、公共公益的な機能を担う施設用地として引き続き活用します。 ・社会情勢の変化などに応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用等により、まちづくりの課題などに対応した土地利用を検討します。
⑫ 市街化調整区域  村野家住宅周辺	・良好な農地や屋敷林、緑地が残る市街化調整区域は、緑の保全と市街化の抑制によりその環境を維持します。 ・既存集落においては、地域の意向などを踏まえつつ、土地利用の方向性について検討します。

《 土地利用の方針図 》



2. 交通

基本目標 みんなが利用できる持続的な交通環境のあるまちづくり

都市活動に必要な円滑な交通の流れをつくることで、都市機能を備えた各拠点などを効率的・効果的に結ぶことで、利便性の維持・向上を図ります。あわせて、交通の安全性を確保し、安心して移動できる交通環境を目指します。

主要課題

道路

○移動しやすい道路網の確保

都市計画道路の整備率は約 60.2%（約 19.8km）（令和 3 年 4 月時点）となっており、未整備の地域には狭い道路が多く存在しているところもあります。安全で円滑な交通環境の実現のための幹線道路や補助幹線道路の整備が引き続き必要です。

また、市外のひばりヶ丘駅、花小金井駅、清瀬駅、小平駅を利用する市民も多く、市民の生活は周辺市と密接に関係しており、幹線系の道路整備は、広域的な機能分担と連携を基本として進める必要があります。

○都市計画道路の整備にあたっての自然環境への配慮

南沢湧水地、竹林公園及び小山緑地保全地域と整備予定地が重複する都市計画道路（東 3・4・12、東 3・4・18、東 3・4・21）については、環境の保全と両立した整備の検討が必要です。

○踏切による交通渋滞対策と東西市街地の分断の解消

ひばりヶ丘～東久留米駅付近は、東京都が策定した「踏切対策基本方針」において、鉄道立体化の検討対象区間に位置づけられています。連続立体交差事業促進の取組に合わせ、東西での市街地の分断の解消や周辺のまちづくりなどの検討が必要です。

○歩行者・自転車のための道路環境の整備

歩行者の利便性の増進のため、安心して移動できる歩道の整備、地域の二車線や道路空間の有効活用に向けた規制緩和の動きなどを踏まえた新しい道路づくりが必要です。

また、安全な自転車ネットワークの形成や、脱炭素化や健康づくりと合わせた自転車交通の環境づくりが必要です。

公共交通

○公共交通網の維持・充実

交通利便性の高い地域の狭間に公共交通空白地域があります。都市計画道路等の整備の進展に伴う交通環境の変化を考慮した地域公共交通のあり方の検討が必要です。

○次世代の交通技術への対応

自動運転技術の発展により、将来的に自動車等の無人運行等が期待されます。持続的な地域公共交通のあり方や自動運転技術の進展がまちづくりに与える影響を踏まえた対応が必要です。

《道路の段階構成と役割》

市内の道路を主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、主要生活道路及び生活道路に区分し、各道路が担う役割を明確にし、体系的な整備を進め、安全で快適な道路ネットワークを形成します。

主要幹線道路	主として広域の自動車交通を円滑に処理する機能とともに、沿道における広域的な都市活動の誘導や、延焼遮断帯、ライフラインの収容空間、道路緑化などの役割を周辺市の道路環境を踏まえながら担います。 東3・4・4 東3・4・7 東3・4・11 東3・4・15の1 東3・4・18
幹線道路	市内外又は市内の地域間を連絡し、各種交通を処理する機能とともに、沿道における都市活動の誘導や、延焼遮断帯、ライフラインの収容空間、道路緑化などの役割を担います。 東3・4・5 東3・4・12 東3・4・13 東3・4・14 東3・4・19 東3・4・20 東3・4・21 東3・4・22
補助幹線道路	主要幹線道路や幹線道路を補完する役割を担います。 都道234 市道230 所沢街道 小金井街道 南沢通り 神明通り 六仙通り 南町通り 上の原通り
主要生活道路	幹線系の道路（主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路）を補い、地区内外の交通を処理する役割を担います。
生活道路	主要な区画道路で、街区レベルの交通を処理する役割を担います。

方針①

持続的な都市づくりにおける適正な道路環境を実現する

施策	取組
1) ネットワークを強化する道路環境の整備	○道路整備の推進 ・首都圏の放射方向の軸（放射7号線）としての役割を担い、東京都心部と埼玉方面を結ぶ都市計画道路東 3・4・15 の 1（新東京所沢線）の整備を促進します。【継続】 ・主要幹線道路や幹線道路を補完する役割として、補助幹線道路の拡幅整備を推進します。【新規】 ・体系的な道路整備や交差点の改良などにより、交通渋滞の緩和を図るとともに、自動車移動距離を短縮させます。【継続】 ・主要生活道路や生活道路等でネットワークを形成すべき地域を設定し、地区計画制度や開発行為等で整備を誘導するような手法について検討します。【継続】 ・周辺市との連携を強化する幹線系の道路整備を促進します。【継続】 ・身近な生活道路の安全性や防災性、快適性に配慮し、住民と協力しながら計画的に生活道路の補修や拡幅整備を進めます。【継続】 ○踏切対策・連続立体交差事業の促進 ・踏切による交通渋滞や東西での市街地の分断解消のため、周辺自治体とともに西武池袋線のひばりヶ丘～東久留米駅付近の道路と鉄道の連続立体交差事業の早期実現に向けた取組を進めます。【継続】
2) 周辺環境と調和した道路環境の整備	○周辺環境と調和した道路の整備 ・生活環境や自然環境に配慮した道路整備を進めます。【継続】 ・本市の財産である南沢湧水地を横切る形で計画されている都市計画道路東 3・4・12（田無久留米線）と、同様に竹林公園を横切る同東 3・4・18（新小金井久留米線）の整備にあたっては、その環境を守ることのできる整備のあり方が明らかになるまで当該箇所（後掲「道路ネットワークの方針図」の自然環境を守ることが前提とした区間）の整備を留保し、実現性や変更などとした場合の影響について検証します。【一部見直し】 ・市内外を連絡する道路交通機能を担うことが期待される都市計画道路東 3・4・21（小平久留米線）の整備にあたっては、小山緑地保全地域の自然環境を踏まえ、整備のあり方を検討します。【継続】 ・道路緑化を進めるとともに、騒音の抑制や遮熱性舗装など、環境に配慮した道路整備を進めます。【継続】

施策	取組
3) 心地よく安心して移動できる道路環境の整備	○居心地が良いまちなかの形成 ・地域のニーズを踏まえた新しい道路空間づくりや、緑がありまち歩きが楽しい道路空間の創出により、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちづくりを推進します。【新規】 ・道路占用の緩和により、道路空間における官民一体による地域イベント等を実施することについて、にぎわいのあるまちづくりを推進します。【新規】 ・東久留米駅周辺都市機能ゾーンやコミュニティ拠点の周辺では、安全な歩行空間・自転車走行空間の整備を進めます。【継続】 ・商業地を支える道路は、買い物利便性などを考慮し、歩行者や自転車利用者を重視した道路整備について検討します。【継続】 ・東久留米駅周辺都市機能ゾーンやコミュニティ拠点などにおいて、自動車駐車場や自転車等駐車場の整備を誘導します。【継続】 ○新たな制度の活用や技術の進展に合わせた道路環境の整備 ・都市再生特別措置法や道路法の改正にあわせて、ゆとりある歩行者空間や休憩スペースなどの確保のため、地域の状況に応じ、歩道状空地やポケットパークの設置を検討します。【一部見直し】 ・自動運転などの次世代交通技術の進展などによるまちづくりに与える影響を踏まえ、交通環境を検討します。【新規】 ○歩行者・自転車利用者のための環境整備 ・歩道が整備済あるいは整備が計画されているルート、歩行空間と自転車走行空間が既に確保されているルートを中心に、脱炭素化や健康づくりなどにも資する歩行者・自転車ネットワークを形成します。【一部見直し】 ・道路改修などに合わせ、自転車専用レーンの設置など、安全な歩行空間と自転車走行空間の確保に努めます。【継続】 ・駅周辺の自転車等駐車場の整備を進め、自転車利用者の利便性の向上や放置自転車等の解消を図ります。【継続】 ○安全な道路環境づくり ・歩道の拡幅や段差解消、防護柵や道路反射鏡の設置、コミュニティゾーンの設定など検討を行い、歩行者や自転車利用者の安全を確保します。【継続】 ・通学路などでは、既存道路の断面構成の工夫などにより、歩行空間を確保します。【継続】 ・河川沿いなどの遊歩道における、歩行者と自転車利用者が安全で快適に共存するための環境について検討をします。【継続】 ・自転車利用者の走行マナーの向上を図り、安全な歩行環境づくりを進めます。【継続】

方針② みんなが安心して利用できる移動インフラをつくる

施策	取組
公共交通による移動手段の確保	○地域公共交通の充実 ・デマンド型交通の実験運行を踏まえ、地域特性に即した地域公共交通のあり方を検討します。【新規】 ・道路整備などに合わせ、バス路線網の再編・拡大などを関係事業者に働きかけ、コミュニティ拠点や公共施設、駅や病院などへのアクセス強化を図ります。【継続】 ○次世代の交通技術を見据えた交通システムの検討 ・自動運転などの次世代交通技術の進展などがまちづくりに与える影響を踏まえ、持続的な地域公共交通などのあり方を検討します。【新規】

《 道路ネットワークの方針図 》



方針図に示される各道路の路線名など

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ○ 東 3・4・4 … 新青梅街道線(新青梅街道) | ○ 東 3・4・5 … 久留米東村山線(滝山中央通り) |
| ○ 東 3・4・7 … 府中清瀬線(新小金井街道) | ○ 東 3・4・11 … 保谷東村山線(新所沢街道) |
| ○ 東 3・4・12 … 田無久留米線(さいわい通り) | ○ 東 3・4・13 … 練馬東村山線(本町ふれあい通り) |
| ○ 東 3・4・14 … 保谷秋津線 | ○ 東 3・4・15 の 1 … 新東京所沢線(放射 7 号線) |
| ○ 東 3・4・18 … 新小金井久留米線 | ○ 東 3・4・19 … 小金井久留米線(小金井街道～まろにえ富士見通り) |
| ○ 東 3・4・20 … 東久留米駅神山線(浄牧院通り) | |
| ○ 東 3・4・21 … 小平久留米線(さいわい通り～下里本邑通り～新宮前通り～新山通り) | |
| ○ 東 3・4・22 … 萩山野火止線 | ○ 都道 234・市道 230 … 前沢保谷線(旧市役所通り) |

3. 水と緑

基本目標 水と緑と農がつながり東久留米らしさを彩るまちづくり

東久留米の象徴である豊かな水と緑を保全・創出し、まちづくりのさまざまなシーンへの活用を図ります。また、この豊かな自然環境を次世代に繋ぐために、意識の醸成と市民協働による水と緑のまちづくりを目指します。

主要課題

水

○湧水の保全と地下水の涵養

落合川と南沢湧水群をはじめとする湧水や清流は、市の象徴となっており、黒目川や落合川沿いは、市民の憩いの場となっています。この水の資源を市民や団体等と連携した保全・保護に向けた体制づくりとともに、グリーンインフラの整備や浸透柵の設置、透水性舗装の整備等による地下水の涵養が必要です。

○良好な河川環境の整備と管理

黒目川や落合川の水質は、東京都水質環境基準水域類型において高い評価を得ています。この貴重な財産である河川を守り、次世代へ継承するため、河川や下水道の整備と、沿川の景観形成や地域での清掃活動をはじめとした水質維持の取組などの活動の推進が必要です。

公園・緑地

○公園・緑地の適切な維持・保全、管理と開発のコントロール

都市緑地法や都市公園法の改正により、民間事業者等の参加によるみどりのまちづくりが促進されており、市民や民間事業者などの参加による緑の保全・活用が求められています。

○水と緑のネットワークの形成

市内の水と緑は、黒目川や落合川とその周辺の緑地が中軸となっており、景観や生物多様性に資する緑の拠点づくりと、それらを結ぶ河川や街路樹、植栽等の整備により連続性を図ることが必要です。

農地

○都市農地の保全策の推進・多面的機能の活用

市内の農地は長期的に減少傾向にあります。都市農業振興基本法や都市農地貸借法の制定、生産緑地法の改正により、都市農地の保全と農産物を供給する機能に加え、防災や良好な景観の形成、環境の保全、体験・学習・交流の場の提供等の多面的機能をまちづくりに活かした取組が求められています。

方針① 東久留米を象徴する水環境を形成する

施 策	取 組
1) 地域資源としての湧水・地下水の保全	○雨水の流出抑制と地下水の涵養 ・樹林地や農地の保全に努めるとともに、グリーンインフラの整備を推進し、雨水流出抑制と地下水の涵養を図ります。【一部見直し】 ・道路の透水性舗装や宅地における浸透ますの設置などにより、雨水流出抑制と地下水の涵養を進めます。【継続】 ○湧水の保全・管理 ・市民や関係機関など多様な主体との連携により、湧水の保全・管理に努めます。【新規】 ・健全な水循環機能の維持・回復に努めます。【継続】
2) 親しみを感じる川づくり	○河川の水質の維持・保全 ・公共下水道の整備や未接続世帯の解消を進め、河川の水質を維持します。【継続】 ・市民との連携により、継続的に河川調査等を実施し、河川・湧水の保護に努めます。【継続】 ・河川流量を確保するための施策を実施します。【継続】 ・工場排水などによる水質の悪化防止するため、調査や事業者に対する指導を行います。【継続】 ○生物多様性の保全と親水空間の創出 ・市民参加による環境美化や水質悪化の防止により、水辺の生物多様性を保全します。【継続】 ・黒目川や落合川において、自然生態系に配慮しつつ、コミュニティ形成の場となるような親水空間の創出を図ります。【継続】 ・蓋がけされている河川については、現状の歩行者通路としての機能を踏まえつつ、親水機能を考慮に入れた整備のあり方を検討します。【継続】 ・河川沿いに広場やベンチの設置を進め、水に親しめる環境を形成します。【継続】

方針② 東久留米らしい緑を形成する

施 策	取 組
1) 緑の保全・創出	○東久留米らしい緑の保全・創出 ・崖線や平地林、屋敷林などの緑の保全を図ります。【継続】 ・緑地保全地域などの良好な樹林地や河川沿いの緑などの保全に努めます。【継続】 ・地区計画制度などの活用により、地域特性に応じて新たな緑の創出に努めます。【継続】 ○市民協働による緑の整備・管理の推進 ・みどりの基金を活用した公園・緑地の整備など、基金を効果的に活用する方策を検討します。【継続】 ・市民との協働による公園・緑地や街路樹、雑木林、河川環境の整備や管理を推進します。【継続】 ・水と緑の保全・創出・活用に資する人材育成に努めるとともに、市民参加による人的ネットワークや活動ネットワークづくりを進めます。【継続】 ・緑の確保と緑化の推進についての意識の醸成により、市民の自主的な緑の保全・創出・活用を誘導します。【継続】 ○地域ニーズに対応した公園の整備・管理と利用の推進 ・六仙公園の整備にあたっては、地域の特性を踏まえた緑の創出を図るよう要請していきます。【継続】 ・高齢化などの地域の変化や特性を踏まえつつ、多様な主体との連携による公園の有効活用に向けた取組を検討します。【一部見直し】
2) みどりが有機的に結びついたまちづくり	○水と緑のネットワークの形成 ・黒目川、落合川、立野川、野火止用水などの河川沿いにおいては、生物多様性に配慮した緑と、それらを結ぶ河川や街路樹、植栽等の緑を整備・誘導し、水と緑のネットワークを形成します。ネットワーク上では、安全な歩行空間・自転車走行空間づくりを検討します。【一部見直し】 ・主要な河川である黒目川や落合川においては、周辺の道路整備と合わせて、安全・快適に歩いてめぐれる歩行空間ネットワークの形成を進めます。【一部見直し】 ・水と緑と調和した歩行空間の整備や沿道宅地の生垣化などによる接道部緑化を進めます。【継続】

方針③ 農のある暮らしを実現する

施策	取組
1) 都市農地を支える取組の推進	○都市計画制度などを活用した農地の保全・創出 ・生産緑地地区の新規指定及び特定生産緑地の指定を推進します。【新規】 ・まとまった農地が存在する地区において、地域の意向などを踏まえ、田園住居地域の指定など都市計画制度による農地保全の推進を検討します。【新規】
2) 多面的機能を持った農地の保全・活用	○都市農業・農地の多面的機能の活用 ・都市農地貸借法等の活用により、多様な主体の都市農地へのかかわりを推進するとともに、農業体験や学習の場及び交流の場などとしての農地の活用を検討します。【新規】 ・地権者の理解を得ながら、農地を防災上の貴重なオープンスペースとして活用します。【継続】 ・農に関するイベントなどにより農地の多面的機能などの普及啓発を推進します。【新規】 ・良好な景観形成や環境保全のため、農地の保全を図ります。【新規】

4. 活力

基本目標 東久留米の魅力を活かすいきいきとしたまちづくり

魅力あるまちづくりに向けて、にぎわいと活気を生み出す仕掛けづくりを行います。地域の独自性を生み出す地域産業の強化と、歴史資源や観光資源を活用し、市内外の人々の交流の場を創出するとともに郷土愛の醸成を図ります。

主要課題

産業

○地域産業の振興

人口減少・高齢化等の課題解決や市内での雇用の確保・創出に向け、創業などへの支援が求められています。

○企業等の支援

社会全体で働き方改革や外国人労働者人材の受入れが進んでおり、就労環境が変化し、企業等も変革が求められています。健全で持続的な企業経営などのための産業政策と連動した取組が必要です。

観光

○地域資源の保全と活用の両輪による観光まちづくりの推進

市内には湧水のほか、国登録有形文化財や都指定文化財、竹林公園をはじめ見どころのある公園等、地域資源があります。また、新しい生活様式を踏まえ、マイクロツーリズムなど新しい観光の動きも出てきています。ハード・ソフトの両輪の観光まちづくりの取組による交流人口の拡大が必要です。

協働

○協働に向けた機運づくりと機会の創出

人口減少社会における地域の絆づくり（コミュニティ形成）や行政からの積極的かつ効果的な情報発信等の取組により、協働に向けた機運づくりと機会の創出が必要です。

方針① 東久留米の経済基盤を強化する

施策	取組
雇用を生み、経済を循環させるまちづくり	○地域産業の振興につながるまちづくりの推進 ・既存事業者の支援や市内での創業の支援と連携し、働きやすい環境づくりに努めます。【一部見直し】 ・身近な商店街において、商業振興施策と連携した商業機能の維持・強化と安全かつ安心して歩ける商店街空間の形成に努めます。【継続】 ・地域コミュニティで重要な役割を担う、身近な商店街の振興・育成に努めるとともに、空き店舗などを活用した交流・相談機能などの充実を検討します。【継続】 ・農業従事者と連携し、地産地消の推進などを通じて、農業の活性化を図ります。【継続】 ○周辺環境と調和した既存工業地・流通業務地の維持 ・一団の工業地・流通業務地の既存機能を維持するとともに、産業活動を支え、工業地・流通業務地に関係する大型車両等の通行を円滑に処理する幹線系の道路整備を進めます。【継続】 ・幹線系の道路沿道において、業務系の土地利用を誘導するとともに、工業地・流通業務地に隣接する住宅地などとの環境の調和を図ります。【継続】 ○新たな生活様式に対応した働く環境づくり ・東久留米駅周辺などに身近な働く場所として、業務機能を誘導します。【継続】 ・サテライトオフィスなど、新たな生活様式に対応し、多様な働き方を踏まえた環境を形成します。【新規】

方針②

東久留米の魅力を引き出す

施策	取組
1) 東久留米の魅力を発揮させる地域資源の活用	○地域資源の利用促進に資する環境づくり - 本市のイメージアップや地域ブランド力の向上を図るため、水と緑や歴史的・文化的価値の高い貴重な地域資源の保全と効果的な活用策について検討します。【一部見直し】 - 公園・緑地などの地域資源の活用と、来訪者や利用者のための駐車場などのインフラ整備を推進します。【新規】 - 地域資源をつなぐため、ニーズを踏まえ、自転車レンタル・シェアリング・システムなどの誘導を検討します。【新規】 ○地域資源の情報発信による観光まちづくりの推進 - 地域資源の発掘と活用方策の検討を行い、ホームページやSNS、動画コンテンツ等による観光向けの情報発信の強化を図るとともに、観光情報の多言語化を推進します。【一部見直し】
2) 市民・事業者等が一体となるまちづくり	○協働によるまちづくりの推進 - 東久留米駅周辺や上の原地区などの活力創出拠点においては、民間事業者等と連携し、まちのにぎわいと活力を生むような機能の誘導を図ります。【一部見直し】 - 協働によるまちづくり推進に向けて、積極的かつ効果的な情報発信等の取組により、まちづくりを支える市民活動の機運を醸成します。【新規】 ○地域の特性に応じたコミュニティの維持・向上 - 地域住民が互いに見守り、支えあう活動を支援するため、自治会やその他の地域コミュニティが連携した地域組織づくりを促します。【継続】 - 地域コミュニティの交流・活動の場ともなる集会所や交流施設、身近な公園・広場の整備を進めます。【継続】

5. 安全・安心

基本目標 みんなでつくる安全・安心なまちづくり

防災対策としての都市基盤整備を行うとともに、地域のコミュニティを維持し、災害時に市民の暮らしが守られる都市の仕組みをつくります。さらに、犯罪が少なく誰もが快適に暮らすことができる安全・安心なまちづくりを目指します。

主要課題

防災

○災害時の通行を確保する道路網の形成

小山二丁目から四丁目、浅間町三丁目、学園町一丁目は、東京都の「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第8回）」において、道路基盤から評価した際の災害時活動困難度が最も高いランクに位置づけられており、狭あい道路等、緊急車両の通行などに際し課題があります。このような、災害時の活動において課題がある地域における道路網の形成が必要です。

○木造住宅密集地域等の解消と住宅の防災力の向上

浅間町一・三丁目、本町二丁目は、東京都の「防災都市づくり推進計画」において、木造住宅密集地域に抽出されたほか、神宝町や小山、幸町等に木造住宅の密度が高い地域があります。

都市計画道路の整備にあわせた防災性の向上や地区計画制度の活用、新たな防火規制の指定の検討、木造住宅に対する耐震改修等の促進が必要です。

○大雨・冠水対策、土砂災害警戒区域等、災害ハザードエリアへの対応

ハザードマップにおいて、主として黒目川や落合川周辺に、浸水した場合に想定される水深が1 m以上の区域があります。また、土砂災害警戒区域や宅地造成工事規制区域があり、こうした地域では近年懸念されている都市型災害リスクが高いと考えられます。地域の災害リスクを踏まえたまちづくりを検討するとともに、雨水幹線の整備や雨水流出抑制の効果も期待できるグリーンインフラの活用、ハザードマップの周知等のハード・ソフト両面による防災力の向上が必要です。

○適切な避難場所・オープンスペースの整備

首都直下地震の懸念等、都市部における災害への不安が高まっています。身近な避難スペースとして、防災協力農地やグリーンインフラ等のオープンスペースの活用や、東京都などでも掲げている、逃げないですむまち、安全で安心して住めるまちの実現に向けた取組が必要です。

○公助と連携した地域の自助・共助体制の構築

大規模災害が発生した際に重要となる地域防災力の強化に向けて、行政による公助と連携した、自分の身は自分で守る自助や近所の人たちと助け合う共助の体制構築が必要です。

防犯

○まちの死角・暗さなどを解消するための防犯まちづくり

死角を生むブロック塀や植栽配置等の改善、適切な緑化や清掃等による秩序ある空間の創出、防犯灯や防犯カメラの設置による人の目の確保といった取組の継続が必要です。

○警察や防犯ボランティア団体等と連携した継続的な防犯対策

近年の犯罪の傾向として、社会的弱者に対する犯罪が多発しており、特殊詐欺も増加しています。警察や防犯ボランティア団体等と連携したパトロールの強化や普及啓発のイベント実施等の取組が必要です。

方針① 災害に強いまちをつくる

施策	取組
1) ハード対策による都市防災機能の向上	○災害時の通行を確保する道路環境の整備 ・地域防災のため、行き止まりにならないような生活道路の整備を指導するなど、地域住民や関係権利者の理解を得ながら整備を進めます。【継続】 ・行き止まり道路や狭あい道路が多い地域など、災害時の活動に懸念がある地域では、住民同士の協力による災害時の避難路の確保を進めます。【継続】 ・電線類地中化等による無電柱化を推進し、災害時におけるライフラインの確保や、避難救助活動の円滑化を図ります。【継続】 ・河川や水路など、雨水排水路の系統的な整備を進め、道路冠水の解消に努めます。【継続】 ・上水道、下水道、ガスなどの埋設配管などの耐震化を進め、災害時のライフラインの確保を図ります。【継続】 ・下水道老朽管渠の改築・更新に向けた整備を進めます。【継続】 ・橋梁の地震対策を進めるとともに、ブロック塀などの生垣化や倒壊防止対策を誘導し、避難路の確保を進めます。【継続】 ○防災上懸念のある場所における建築物の防災性の向上 ・特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化・不燃化を促進します。また、幅員の狭い緊急輸送道路（市啓開道路）の拡幅整備を進めます。【継続】 ・都市計画道路の整備にあわせ防災性の向上を検討します。【新規】 ・木造住宅などの耐震改修を促進します。【継続】 ・木造住宅密集地域について、住宅の更新や不燃化、耐震改修を促進します。また、地区計画制度の活用や東京都建築安全条例に基づく、新たな防火規制の活用を検討します。【一部見直し】 ・木造住宅の密度が高い地域については、住宅の更新や不燃化を促進します。【一部見直し】

	・地域の災害リスクを踏まえた安全・安心なまちづくりを検討します。【新規】 ○防災拠点や避難場所としての公園やオープンスペースの活用 ・避難時にも対応できる公園づくりとして、かまどベンチなどの防災施設の設置に努めます。【継続】 ・地権者の理解を得ながら、農地を防災上の貴重なオープンスペースとして活用します。【継続】 ・六仙公園の整備拡大にあわせ、広域避難場所としての活用を図ります。【継続】 ○グリーンインフラの活用推進 ・延焼防止機能を持った植樹帯や河川などに農地・緑地を加えた防災に対応する水と緑のネットワークの形成を図ります。【新規】 ・地下水を涵養し、雨水流出抑制を図るため、緑地や農地の保全に努めるとともに、グリーンインフラの整備を推進します。【一部見直し】
2) ソフト対策による都市防災機能の向上	○公助と連携した地域の自助・共助体制の構築 ・国土強靱化に向けて、ハード対策と適切に組み合わせたソフト面の取組を強化し、事前復興を推進します。【新規】 ・市民の防災意識の普及・啓発や、連携体制の共助の核となる自主防災組織の育成・支援を進めます。【継続】 ・避難所や避難場所などが災害時に十分対応できるよう、関係機関と連携を図りながら機能の充実を進めます。【継続】 ・空き家の適切な管理について、所有者に啓発します。【新規】 ・土砂災害警戒区域等の土砂災害が発生する恐れがある区域は、区域内の土地所有者や居住者に対し、災害時の危険性についてハザードマップなどにより周知を図るとともに、必要な改善が図られるよう誘導します。【一部見直し】 ・河川沿いなどを中心とした水災害が発生する恐れがある区域は、ハザードマップなどにより市民へ周知を図るとともに、避難体制等の充実・強化を図ります。【新規】 ・在宅避難者に向けた食料・水・生活物資の配給等や応急の医療活動、情報提供といった災害支援のあり方を検討し、体制構築を図ります。【新規】

方針② **みんなで防犯に取り組むまちをつくる**

施策	取組
1) ハード対策による防犯力の強化	○明るく安心して歩くことができるまち並み・道路の形成 - 適切な緑化や清掃、管理不全の空家等の解消に向けた所有者への啓発などにより秩序ある空間を創出します。【新規】 - ブロック塀や植栽などの配置の改善、防犯カメラの設置など、死角をつくらないまち並みの形成により、犯罪抑止のための工夫を行います。【一部見直し】 - 防犯灯や街路灯の計画的な整備により、適切な照度を確保します。【継続】
2) ソフト対策による防犯力の強化	○地域コミュニティの形成や関係機関・団体との連携による防犯力の向上 - 防犯意識の普及・啓発や防犯活動体制の構築を支援し、コミュニティが連携して犯罪を未然に防ぐ環境づくりをめざします。【継続】 - 地域住民によるパトロールなど地域のコミュニティ活性化と地域の防犯力を高める取組を推進します。【新規】 - 特殊詐欺への対策となる警察や防犯ボランティア団体などとの連携を強化します。【新規】

6. 生活環境

基本目標 豊かな暮らしを実現するまちづくり

暮らしやすい環境づくりに向けて、良質な住宅供給や都市基盤の適切な維持・管理に取り組むとともに、環境や景観に配慮した快適な居住環境の形成を図ることにより、持続性のある良好な生活環境を実現します。

主要課題

住宅

○大規模住宅団地(公的住宅団地)の居住環境の維持・向上

市内の過半の公的住宅団地が、昭和50年代以前に入居が開始されたものであるため、防災や景観等、周辺環境への影響を考慮した、居住環境の維持・向上の取組が求められています。

○高齢者・障害者等の住宅確保要配慮者の居住の安定の確保

平成29(2017)年に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)が改正されたことにより、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設や入居円滑化に関する措置などによって、住宅セーフティネットの取組の強化が求められています。

○管理不全の空家等の解消

平成29(2017)年度の調査結果では、**空き家数は**405件存在しています。東久留米市空家等対策計画に基づき、管理不全の空家等の解消に向けた取組が必要です。

生活環境

○ニーズにあわせた公共施設等の機能補完・再編

多様化する市民ニーズに応えていくために、必要とされる機能の補完や、施設の再編について進めていくことが必要です。

○ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障害の有無や年齢、性別、国籍等に関わらず、多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインの環境づくりが求められています。

景観

○景観まちづくりの推進

東久留米の良好な景観を保全・形成していくために、地区計画や都の景観条例等に基づく規制・誘導や市民の都市景観に係る意識醸成が必要です。

○富士見の景観を軸にした駅周辺の景観の維持

東久留米駅周辺の景観の誘導・規制等による景観保全の取組の継続が必要です。

脱炭素化

○公共施設・民間施設における脱炭素化に向けた自然エネルギーを活かしたまちづくり

国際的に脱炭素社会の実現に向けた取組が加速しているなかで意識が高まっており、公共施設、民間施設における脱炭素化の推進が求められています。

方針①

安心して住みつけられる住宅環境をつくる

施策	取組
1) 定住環境の整備	○大規模住宅団地(公的住宅団地)の居住環境の維持・向上 ・居住者の年齢・世帯構成等が大きく変化している大規模住宅団地(公的住宅団地)においては、住宅や共用空間のユニバーサルデザイン化された整備を図りつつ、更新を進めます。あわせて、居住者が住み続けることができる施策を展開し、地域活力・コミュニティの維持を図ります。【継続】 ・大規模住宅団地(公的住宅団地)の更新の際には、公共・公益施設等の整備や居住水準の向上、多様な住戸タイプの供給を要望します。【継続】 ○高齢者・障害者等の住宅確保要配慮者の居住の安定の確保 ・住宅セーフティネット制度を活用し、高齢者・障害者・子育て世帯等が安心して住むことができる居住支援を検討します。【新規】
2) 快適な住環境の整備	○安全で質の高い住宅の確保 ・さまざまな世帯構成に対応し、将来にわたり活用される安全で快適な質の高い住宅の立地誘導を図ります。【継続】 ・大規模住宅団地(公的住宅団地)の更新の際には、グリーンインフラを取り入れた周辺の住環境整備を検討します。【新規】 ・民間の住宅供給にあたっては、宅地開発等に関する条例に基づき、良質な供給を誘導します。【継続】 ・多世代同居、高齢化等に対応した住宅への更新・改築や、共同住宅の適切な維持・改善を誘導するため、必要な情報提供などの支援を行います。【継続】 ・地区計画制度などの活用により、良好な住宅地が形成されている地区や基盤が整っている地区はその環境を維持し、改善が必要な地区は、良好な住環境の形成を誘導します。【継続】 ○空き家・空き地などの適切な管理・活用 ・東久留米市空家等対策計画の推進により、空家等の所有者に対し適切な管理や利用を促進します。【新規】 ・空き地などの低未利用地の適切な管理・活用を誘導します。【新規】

方針②

暮らしやすい生活環境をつくる

施策	取組
公共施設等の整備・誘導	○ニーズに対応した施設・機能の検討 ・多様化する市民ニーズに対応するために必要とされる公共施設機能の補完方法を検討します。【新規】 ・行政サービスの電子化（デジタル化）の推進などにより、市民の利便性の向上を図ります。【新規】 ・子育て支援・高齢者関連施設の施設特性を踏まえた適切な立地誘導を図ります。【継続】 ・高齢化が進行する大規模住宅団地（公的住宅団地）の更新等に当たっては、地域の特性に応じた施設設置等について検討します。【一部見直し】 ・公共施設マネジメントを踏まえた公共施設の整備・再編を進めます。【新規】 ○ユニバーサルデザイン化の推進 ・多くの市民が利用する施設などの建築物は、バリアフリー新法やユニバーサルデザインを基本理念とする東京都福祉のまちづくり条例などにに基づき、整備を誘導します。【継続】 ・無電柱化などのユニバーサルデザイン化された道路空間の整備を推進します。【継続】 ・バス停の改良や駅へのホームドア設置を交通事業者へ働きかけるなど、公共交通のユニバーサルデザイン化を促進します。【継続】 ・ユニバーサルデザイン化された整備や防災施設の設置など、安全・安心で誰もが使いやすい公園づくりを進めます。【継続】 ・非常時利用も想定される公園内などのトイレについて、ユニバーサルデザイン化された施設への更新や適切な環境の維持を図ります。【新規】

方針③

市民が誇りに思うまちの景色をつくる

施策	取組
魅力あふれる景観形成の推進	○周辺環境と調和したまち並み景観の形成 ・水と緑と調和した道路空間の整備を進めます。【継続】 ・沿道の建築物や広告物などの景観コントロールによる統一感のある沿道景観を形成します。【継続】 ・良好な住宅地を形成するため、建築物の高さなどの制限や敷地面積の最低限度の設定を検討します。【継続】 ・東久留米市のみどりに関する条例に基づき、保存樹木や生垣などの指定を通じ、宅地内の緑化を支援するとともに、宅地開発に伴う緑化を進めます。【継続】 ・公共施設の整備にあたっては、周辺環境との調和を図ります。【継続】 ・大規模住宅団地（公的住宅団地）の緑豊かな景観の保全を図ります。【継続】 ・工場や商業施設の敷地や壁面・屋上の緑化を進めます。【継続】 ・地区計画制度や宅地開発等に関する条例などの活用により、新たな緑の創出に努めます。【継続】 ○水と緑や歴史的資源の保全による自然・歴史景観の形成 ・黒目川や落合川、立野川、野火止用水などの水と緑を守り生かして、治水機能を維持しつつ、良好な自然景観を形成するとともに、周辺の土地利用や背景などと一体になった河川景観の形成について検討します。【一部見直し】 ・湧水、雑木林、農地などが一体となった武蔵野の原風景を保全・継承します。【継続】 ・国登録有形文化財である柳窪の村野家住宅や、自由学園内の東京都選定歴史的建造物など、東久留米が誇る歴史景観を保全します。【継続】 ○駅周辺の景観の維持・創出 ・市の玄関口にふさわしい、より魅力的で文化的な都市空間を形成します。【新規】 ・東久留米駅から富士山をのぞむ眺望を確保し、富士見の景観を保全します。【継続】 ・花と緑がある東久留米駅前空間の創出により、やすらぎの景観を形成します。【新規】 ・駅前広場の機能や環境の維持に努めます。【継続】 ○市民参加による景観づくりの推進 ・地区計画制度や建築協定などの活用により、良好なまち並み景観を形成します。【継続】 ・景観づくりに対する市民や企業の意識を高め、市民ボランテ

ィアなどの多様な主体と連携した景観づくりを推進します。

【新規】

- ・東京都景観計画を踏まえ、音や光にも配慮した市民参加による景観形成基本計画などの作成を検討します。【継続】

方針④ 環境に優しいまちをつくる

施策	取組
循環型社会の形成に向けた都市機能の整備	○脱炭素化に向けた新エネルギーなどの活用推進 ・脱炭素社会に向けた公共施設や民間施設における太陽光などの自然エネルギーの活用を推進します。【一部見直し】 ・省エネ性能を有する環境に配慮した住宅や長期にわたり使用可能な質の高い住宅の普及に努めます。【新規】 ・環境負荷の軽減に向けて、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）などに対応した新エネルギー供給の環境整備を検討します。【新規】 ・道路整備で再生路盤材や再生アスファルト等を使用するなど、リサイクル材の利活用を進めます。【継続】 ・公共施設や駅、病院などへの公共交通によるアクセス強化に努め、自家用車利用などによる自動車交通量を削減します。【継続】 ・歩行者や自転車利用者のための環境を整備し、自動車交通量の削減を図ります。【継続】 ○グリーンインフラの活用推進 ・農業振興による緑の保全、公共施設や民有地の緑化などによる、グリーンインフラの活用を推進します。【一部見直し】